

第3次

大野町農業基本計画（案）

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

令和8年3月

大野町

目 次

第1章 農業基本計画策定にあたって	1
1. 計画の背景・趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の位置づけ	2
第2章 大野町の農業の現状と課題	3
1. 町の概要	3
2. 町の既存計画	6
3. 国・岐阜県の動向	9
4. 大野町の農業に関する動向	13
5. 農業をめぐる近年の動向と将来展望	16
6. 第2次大野町農業基本計画の評価と課題の整理	18
第3章 大野町の農業振興に関する基本的な考え方	24
1. 目指すべき姿	24
2. 基本方針	24
3. SDGs（エス・ディー・ジーズ）との関係	25
第4章 施策の展開	27
1. 大野町農業振興の施策体系	27
2. 施策の内容	28
第5章 計画の推進	50
1. 計画の進行管理	50
2. 推進体制と関係機関の役割	51
第6章 卷末資料	52

第1章 | 農業基本計画策定にあたって

1. 計画の背景・趣旨

大野町では、「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」を目指し、農業についても、町の基幹産業の一つと位置づけ、多面的な観点で町の活力創出につなげていくために、柿やバラ、野菜栽培などを中心とした農業の再興を図っていくこととし、平成28年（2016年）に「大野町農業基本計画」を策定しました。その後、農業をめぐる社会情勢の変化や、国や岐阜県の関連計画との整合を図るため、「大野町農業基本計画」を令和3年（2021年）に改訂し、令和7年度を目標として農業振興に取り組んできました。

その結果、認定農業者・経営体数の増加、担い手への農地集約の推進、「大野の太鼓判」認定商品や大野町ブランド野菜認定品目の充実が進んだほか、LINEによるプランター栽培支援登録者数が300名を超えるなどの成果がありました。

令和元年（2019年）12月に東海環状自動車道 大野神戸ICの開通、そして、令和7年（2025年）8月に本巣IC～大野神戸ICが開通することで、西回りにおける関広見IC～養老JCT間及び東回りがつながりました。これにより、名神高速道路、東海北陸自動車道、中央自動車道及び新東名高速道路など主要道路へのアクセスが改善し、中部地域各地や全国主要都市へのアクセス性も向上しました。このため、交通利便性の向上を最大限に活かしたまちづくりを進める必要があります。

一方で、この間、食の安全・安心に対する意識は一層高まり、消費者ニーズが高度化・多様化するなかで、農業生産者においては従事者・後継者不足などが深刻化しています。

加えて、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された17の目標と169のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」の理念の下、持続可能な社会を形成するための様々な取組が世界的に進められており、農業分野においても考慮していく必要があります。

こうした背景のもと、町の特性を活かしながら、時代の変化に対応していくための今後の農業振興における基本的な視点や方向性を明確にし、大野町の農業振興に向けた施策をさらに発展させていくため「第3次大野町農業基本計画」を策定するものです。

2. 計画期間

本計画は、令和3年（2021年）3月に策定し、令和7年度（2025年度）で目標年次を迎える第2次計画の次期計画として策定します。

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）の5年間です。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「大野町グランドデザイン」及び「大野町第七次総合計画」を上位計画とし、総合計画に掲げる将来像「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」を実現するための農業部門の個別計画として位置づけられるものです。また、国や岐阜県の関連計画との整合性を図るとともに、「おおの創生総合戦略」などの大野町における関連計画・事業とも連携した計画です。

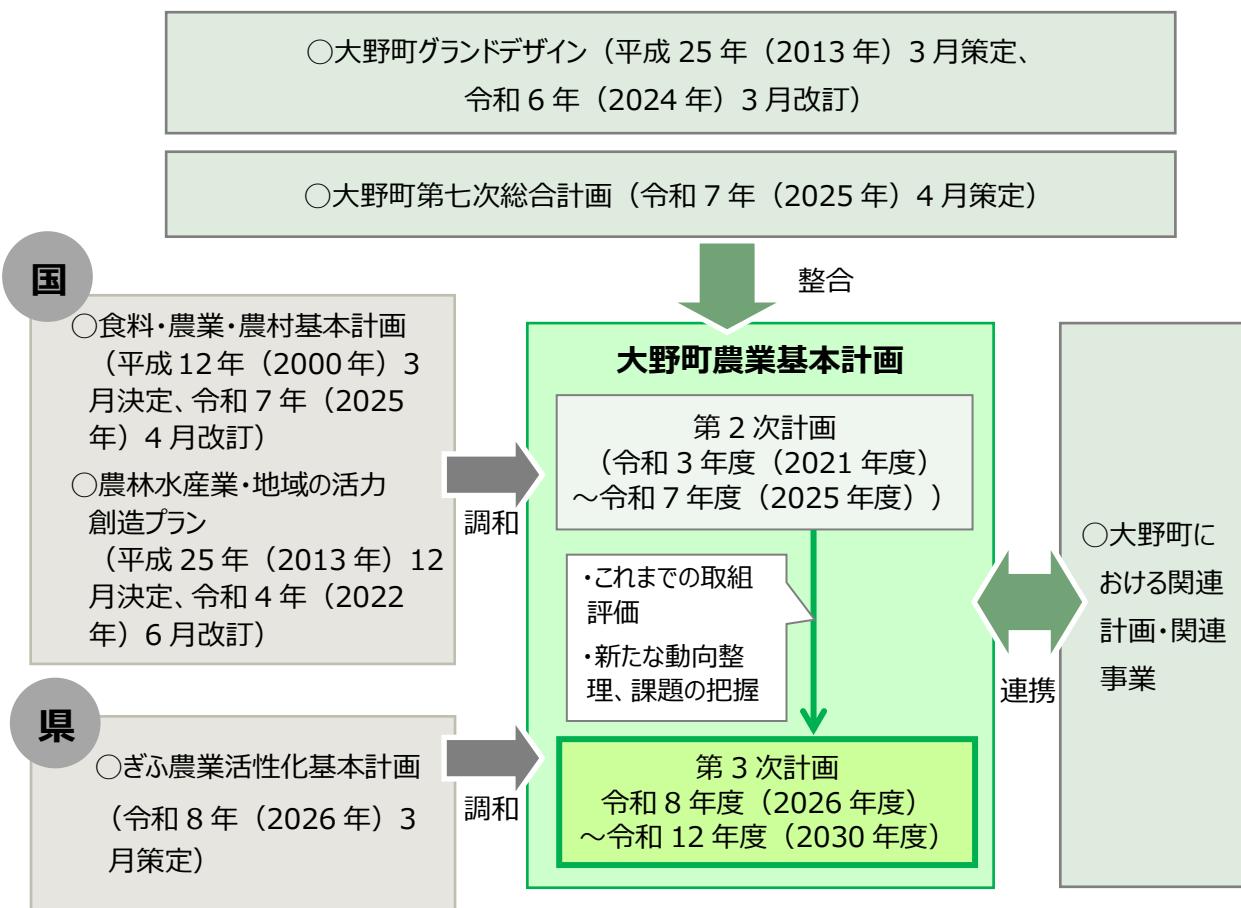


図 1 計画の位置づけ

1. 町の概要

1) まちの概況

①位置・地勢

大野町は岐阜県の南西部、濃尾平野のほぼ西北端に位置しています。揖斐川町、池田町及び大野町で構成される揖斐郡に属し、北は揖斐川町、東は本巣市と瑞穂市、西は神戸町と池田町に接しています。岐阜市、大垣市へはそれぞれ 20~30 分で結ばれる立地にあります。地勢では、北は深い越美山地を背にし、西に揖斐川、東に根尾川が流れ、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を有しています。

②気候・風土

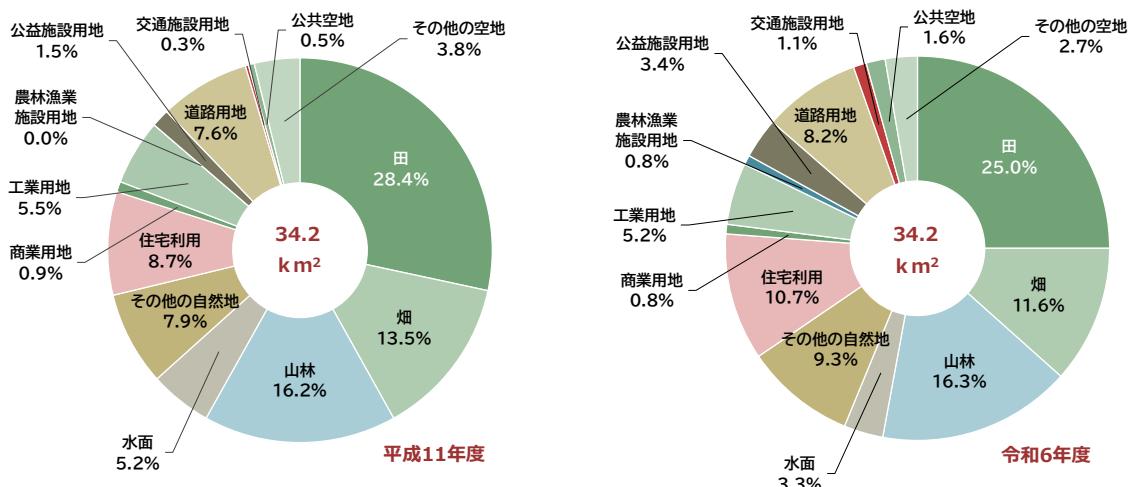
内陸的な地理的位置から、夏は高温で降水量が多く、冬は比較的温暖であるが雨は夏の 1/3 程度しか降らない、温帯モンスーン気候に属しています。

③面積・土地利用

大野町の面積は 34.20 km²で、岐阜県内では 42 市町村中 33 番目、県域全体に占める割合は 0.32% となっています。

令和6年度（2024年度）の都市計画基礎調査によると、地目別の土地利用状況では、田 25.0%、畠 11.6%を合わせた農地が町域全体の 36.6%、12.52 km²を占めています。また、山林が 16.3%、その他の自然地が 9.3%と自然的要素が高い土地利用がなされており、都市的利用では、宅地、道路が多くなっています。

25 年前の平成 11 年度（1999 年度）と比較すると、田、畠ともに面積が減少しています。



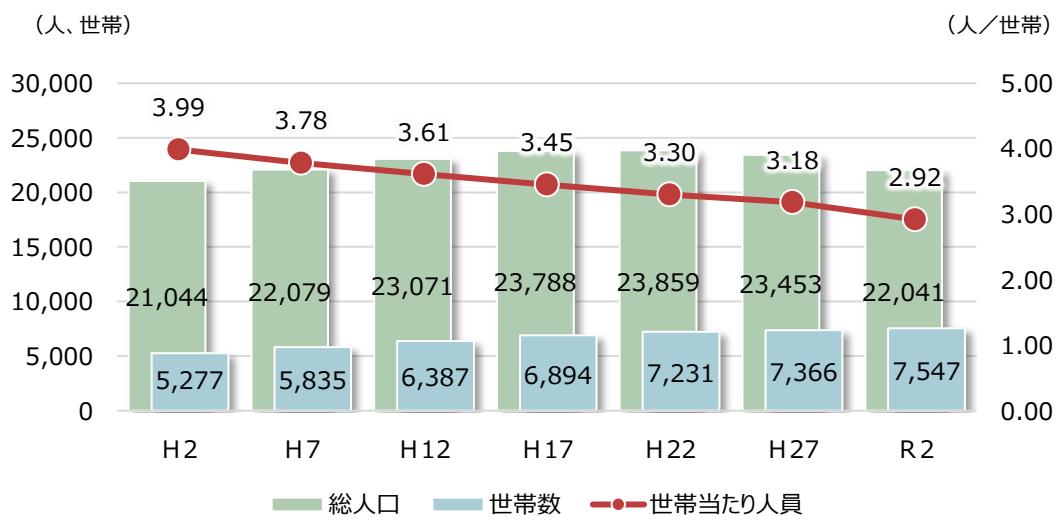
出典：都市計画基礎調査

図 2 土地利用状況

2) 人口・世帯の動向

①総人口

本町の人口は、これまで増加傾向にありましたでしたが、国勢調査では平成 22 年（2010 年）の 23,859 人をピークに減少に転じ、令和 2 年（2020 年）は 22,041 人となっています。

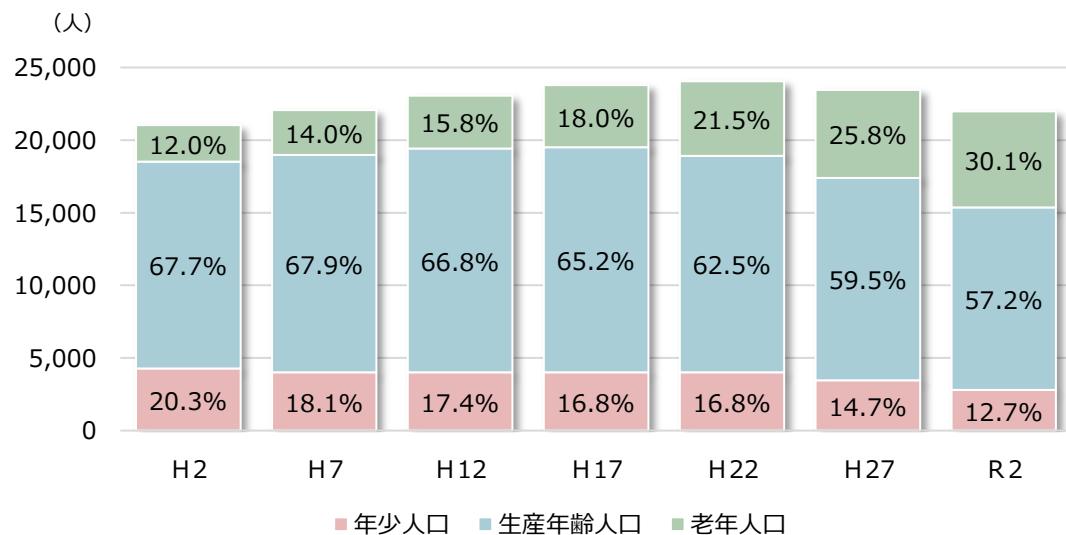


出典：国勢調査

図 3 人口、世帯数の推移

②年齢 3 区別人口

年齢 3 区別では、65 歳以上の老人人口の割合が増加している一方、0 ~14 歳の年少人口、15 ~64 歳の生産年齢人口の割合が減少してきています。

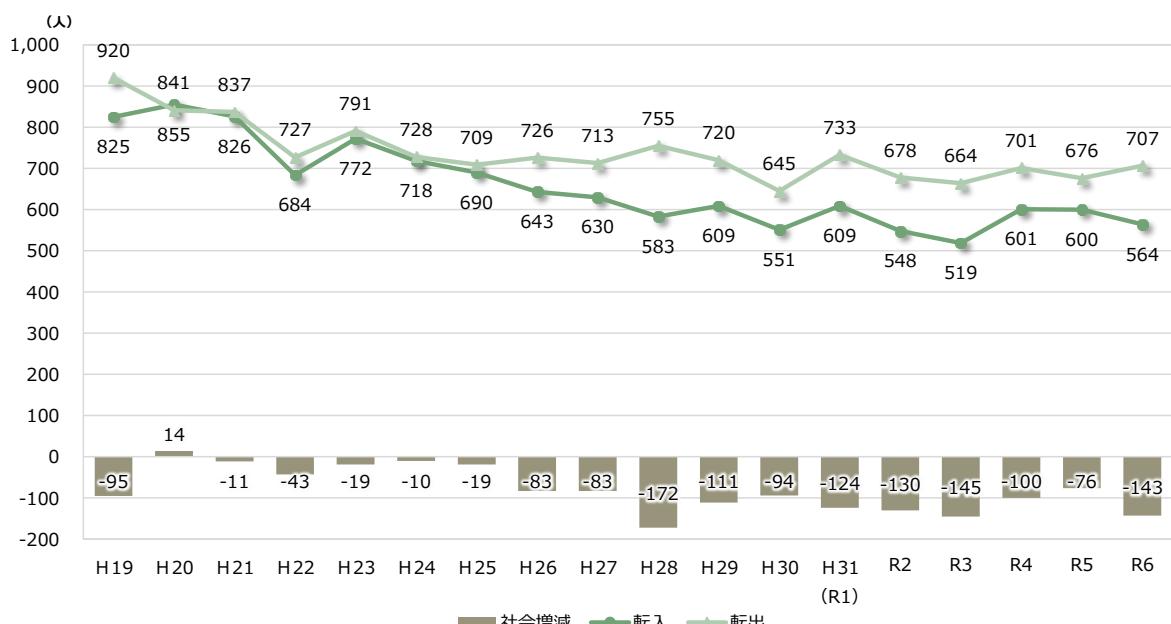
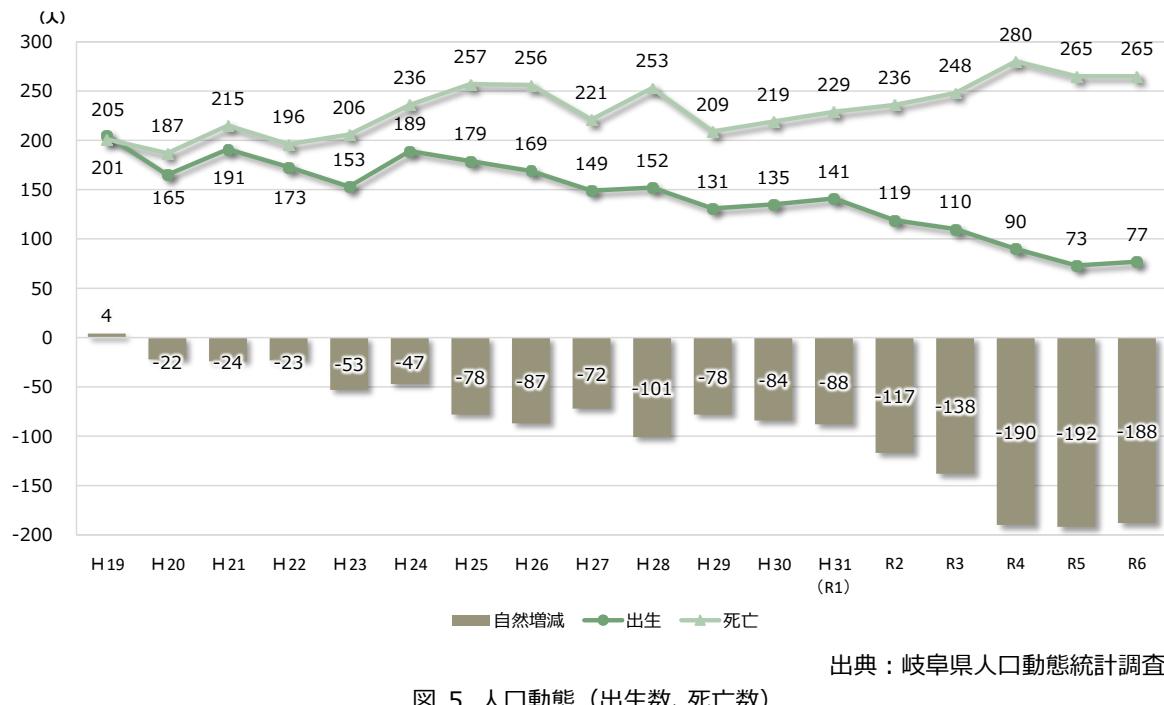


出典：国勢調査

図 4 年齢 3 区分人口

③人口動態

人口動態では、出生数は近年減少傾向にある一方、死亡数は微増傾向であり、平成 20 年（2008 年）以降は、死亡数が出生数を上回る自然減が続いている。また、転出者数に比べて転入者数の減少傾向が大きく、平成 21 年（2009 年）以降は、転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。



2. 町の既存計画

1) 大野町第七次総合計画

大野町第七次総合計画は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）の10年間を計画年次とし、町の地域活性化の方向を示した大野町グランドデザインの方向性を踏まえ、町の将来のあるべき姿とそれを実現するための各分野における施策の方向性を示したものとして策定しています。農業は、分野別まちづくり計画の体系のなかで、（2）産業・交流分野-基本目標『郷土の恵みを活かした「にぎわい」と「憩い」を感じられるまち』の基本施策の一つとして位置づけられています。

○分野別まちづくり計画の体系

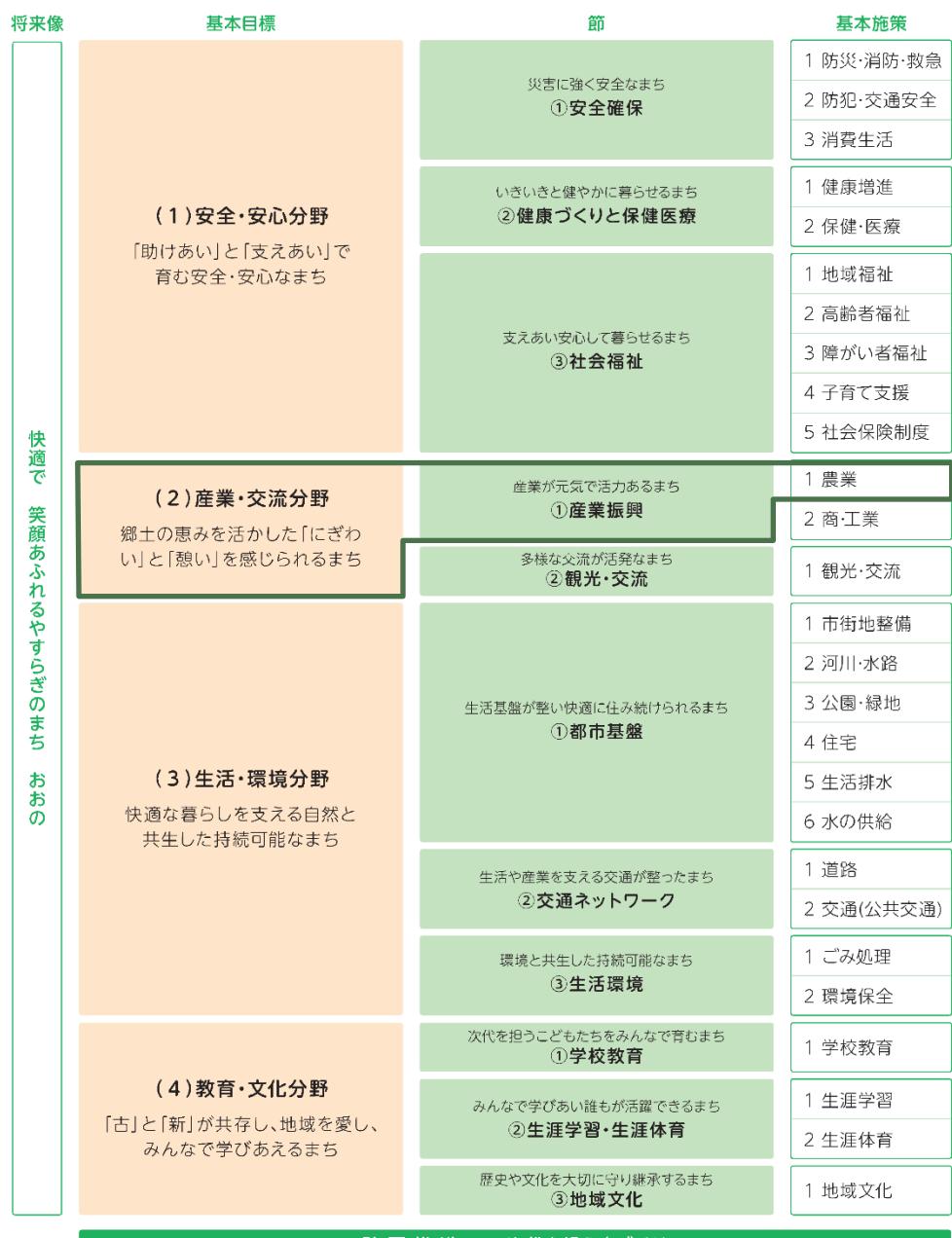


図 7 大野町第七次総合計画 抜粋（1）

主要施策として、（1）多様な担い手の確保・育成、（2）担い手の経営発展支援、（3）環境負荷低減農業の推進、（4）有害鳥獣対策、（5）農業を身近に感じる環境・機会の創出を挙げています。

第1節 産業が元気で活力あるまち（産業振興）

1 農業

【農林課】

- (1) 多様な担い手の確保・育成
- (2) 担い手の経営発展支援
- (3) 環境負荷低減農業の推進
- (4) 有害鳥獣対策
- (5) 農業を身近に感じる環境・機会の創出

現状・課題

本町の農業は、人口減少、高齢化が進む中、担い手不足が課題であり、遊休農地の増加への対策が求められています。また、近年の記録的な豪雨や気温の上昇により、農作物の収量減少や品質低下が発生しており、農業への影響が深刻化しています。そのため、農村環境を保全し、安定した食料供給を維持するため、農業生産を支えていく体制の構築に加え、環境への負荷を低減するために化学肥料や農薬の使用を抑えた農業を推進する必要があります。

令和6年度（2024年度）に策定した農業経営基盤強化促進法による地域計画に基づき、農業を担う者を確保・育成し、農地中間管理機構との連携による農地の集積・集約化を進め、作業の省力化や労働時間の短縮が見込めるAI、IoT等の技術を活用したスマート農業の普及を図る必要があります。

また、シカ、イノシシ、カラス、サル等の鳥獣による農作物被害が増大し、農業所得の減少や労働意欲が低下していることから、町と地域が一体となって捕獲強化や被害防止を図る取り組みを継続する必要があります。

町全体の農地を地域活性化資源と捉え、農地として守っていくことと都市化を図るところを整理したうえで、町の基幹産業である農業の活性化や農業を身近に感じる機会の創出を図ることが求められています。

関連計画

- 大野町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 大野農業振興地域整備計画
- 大野町農業基本計画
- 地域計画

主要施策	〈主要事業〉
(1) 多様な担い手の確保・育成 <ul style="list-style-type: none">◇農業を支える人材を確保・育成するため、農業委員会や農地中間管理機構と連携し、農地利用の最適化と担い手への農地利用の集積・集約化を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○遊休農地の解消○新規就農者の参入促進 ○担い手・認定農業者の確保・育成
(2) 担い手の経営発展支援 <ul style="list-style-type: none">◇農業の担い手が意欲を持って農業経営ができる環境を整備するため、それぞれのニーズに対応した農業機械導入や農業生産基盤の推進を図ります。◇6次産業化を支援するため、関係機関と連携しながら研修会を開催するなど取り組む農家を支援します。	<ul style="list-style-type: none">○営農組織の強化○農地の集積・集約化 ○農業生産基盤整備の推進 ○6次産業化に向けた支援  

図 8 大野町第七次総合計画 抜粋（2）

主要施策	〈主要事業〉
<p>(3) 環境負荷低減農業の推進</p> <p>◇環境への負荷の大きい化学肥料、化学合成農薬等を低減するとともに、環境にやさしい農業を推進します。</p>	<p>○環境にやさしい栽培技術の推進 </p> <p>○GAPやHACCP等の認証取得に向けた支援 </p>
<p>(4) 有害鳥獣対策</p> <p>◇有害鳥獣対策に関する被害防止対策マニュアル等を活用しながら地域住民に情報提供を行い、鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの取り組みについて普及・啓発及び被害防止対策を実施します。</p>	<p>○鳥獣捕獲・駆除における助成</p> <p>○住民が捕獲等を取り組むための支援</p>
<p>(5) 農業を身近に感じる環境・機会の創出</p> <p>◇道の駅「パレットピアおおの」を利活用するとともに、農業体験イベントの開催や関係機関と連携した取り組みを進めるなど、農業を身近に感じられる機会の創出を図ります。</p> <p>◇町全体の農地を地域活性化資源と捉え、関係機関と連携し、優良な農地を活かした民間活力導入によるアグリパーク等の整備を推進します。</p>	<p>○農業が持つ多面的機能への取り組み</p> <p>○農業を活かした「新たな魅力の創出」を図る産業振興施設整備の検討 </p> <p>○道の駅「パレットピアおおの」における農産物直売施設への支援  </p> <p>○地産地消への取り組み</p>

目標指標	単位	現状値	目標値	
		R6 (2024)	5年後 (2029)	10年後 (2034)
① 担い手への農地の利用集積	%	63.8	78.0	80.0
② 地域計画(目標地図)に位置付ける者	経営体	—	74	78
③ 地元の農産物を購入するようにしている町民の割合	%	51.8	54.1	56.4
④ 優良農地面積	ha	1,140	1,135	1,130
⑤ 有機農業実践者数	経営体	—	2	5
⑥ 農作物の被害額の減少	千円	3,840	3,577	3,314
⑦ GAP及びHACCP等の認証件数	件	4	6	13

協働のまちづくりの考え方

新たな農業従事者を発掘します。

期待される役割	行政	大野町の「農業」に関するPR、6次産業化支援制度等の充実
	住民	大野町産物に対する地産地消の推進、農業環境(農地)の維持・保全への協力
	地域・団体	農業生産者団体等の強化
	その他	いび川農業協同組合の協力体制

図 9 大野町第七次総合計画 抜粋 (3)

3. 国・岐阜県の動向

1) 国の動向

①食料・農業・農村基本計画

日本の農業は、農業者の高齢化や担い手の減少など様々な問題を抱えています。国においては、食料・農業・農村基本法（平成 11 年（1999 年）7 月施行）に基づき、政府が中長期的に取り組むべき方針を示した「食料・農業・農村基本計画」を平成 12 年（2000 年）3 月に決定し、概ね 5 年ごとに情勢変化等を踏まえて改定しています。令和 7 年（2025 年）4 月改定の新たな計画では、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の 5 つの基本理念に基づき、我が国の食料・農業・農村を維持・発展させるための施策の方向性を具体化する計画を示しています。

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

○従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後 20 年程度を見据えた課題の整理を行い、食料・農業・農村基本法を改正（令和 6 年 6 月 5 日施行）。

○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。



図 10 食料・農業・農村基本計画

②農林水産業・地域の活力創造プラン

平成 25 年（2013 年）12 月に、農林水産業と地域の活力を創造する政策改革のグランドデザインとして「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定されました。その後、関連計画や戦略との整合を図るため、令和 4 年（2022 年）6 月までにプランの改訂が実施されています。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、経営感覚を持ち、自らの判断で消費者や実需者のニーズの変化に対応できる「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を最大限に引き出すため、ICT の活用や 6 次産業化、輸出促進、付加価値の高い新商品の開発、国内外市場での需要開拓などを進めています。

また、「強い農林水産業」とともに「美しく活力ある農山漁村」を実現するため、森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農村の有する潜在力を発揮するための施策を進めていくとしています。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂の概要



図 11 農林水産業・地域の活力創造プラン

2) 岐阜県の動向

岐阜県では、平成 28 年（2016 年）に「ぎふ農業・農村基本計画」を策定し、令和 2 年度（2020 年度）を目標として農業・農村の振興に取り組んできました。

その後、人口減少による国内マーケットの縮小、日米貿易協定の発効などグローバル化の進展、激甚化する自然災害や C S F（豚熱）の発生、さらに新型コロナウイルス感染症などの新たな課題に直面する中、令和 3 年度（2021 年度）に同計画を改訂しました。

「令和の米騒動」や混迷する国際情勢により、食料安全保障の重要性はかつてないほど高まっています。国では、四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」を改正し、食料安全保障を基本理念の柱として位置づけ、農業の構造転換を集中的に推進しています。

こうした状況を踏まえ、「ぎふ農業・農村基本計画」は令和 7 年度（2025 年度）末に計画期間を終えるため、令和 8 年度（2026 年度）から、新たな計画として「ぎふ農業活性化基本計画」を策定しました。

新たな計画の「ぎふ農業活性化基本計画」の基本方針、重点施策及び主な取組を以下に示します。

「ぎふ農業活性化基本計画」素案の概要

参考資料

令和 7 年 12 月 16 日
パブリックコメント

第1章 はじめに	第2章 計画策定の背景	
策定の経緯 計画の性格・位置付け 県農政の方向性や県が重点的に取り組む施策等を示す。 (農政の最上位計画)	1.社会情勢の変化等 深刻化する人口減少や、食料・農業・農村基本法の四半世紀ぶりの改正、米価高騰等の米をめぐる状況、自然災害リスク等の頻発化等 2.県政を取り巻く現状 本県の食料自給率は国の38%よりも低い25%程度で推移。地域計画の10年後の狙い手が位置付けられていない農地は43%に上る。生産意欲を低下させる鳥獣害の対策や、名古屋圏に隣接した立地や集客力等を生かした流通等へ見直し。 3.こども・若者からの県農政への意見 こどもや若者からの意見を反映して施策を推進 (こども若者県政モニターアンケート、若者未来デザイン会議) 4.前計画(R3-R7)の評価と残された課題	
第3章 計画の方向性		
■基本理念 「『楽しく儲かる』農業の実現」	■目標 今後、農業従事者の急速な減少が避けられない中、従来の農業のやり方の延長では、本県の広大な農地の潜在力を十分に発揮できないことは明白であり、現在まさに、農業の在り方を抜本的に見直す大きな転換期を迎えている。 そのため、地域農業を牽引する経営体」を核に、「多様な農業を担う主体」が共に支え合う、いわゆる「ハイブリッド型」の農業構造への転換を図るとともに、本県の豊かな自然や地域資源といった潜在力を最大限に生かし、こどもたちを含む消費者から選ばれる農畜水産物の生産拡大と、新たな需要の創出・拡大に取り組む。 こうした取組により、「これまでの農業の『あたりまえ』を見直し、農業が本来持つ『楽しさ』」をベースに、安心して農業に参画し、「儲かる」を実践することができる環境づくりを進め、次世代へとつなぎ、夢のもてる「楽しく儲かる」農業を実現することにより、国を上回るペースで食料自給率を向上させ、将来にわたって、県民に安全・安心で美味しい食料を安定的に供給していく。	
第4章 基本方針ごとの重点施策と主な取組		網掛部分：基本方針ごとの重点施策
■基本方針1 新たな担い手の確保 (1) 多様な主体の参画促進 ①アグリパーク構想の実行 ・重点推進モデル(中山間地や産地・農業法人の課題解決にも資する)の構築・展開 ・農地のあっせん、技術サポート、機械シェアなどの支援体制づくり ・稲作経営者等と連携した稲作のスタートアップの仕組み構築 ②農福連携や農村地域の応援隊等の取組強化 ・農福連携のマッチング等の取組強化、ぎふの田舎応援隊の企業参画による取組強化 ③女性の経営参画の促進 ・女性農業者のステップアップ支援や働きやすい環境づくりの支援	■(2) 地域農業を牽引する経営体の育成 ①就農ルートの充実、経営継承の推進 ・相談から定着まで一貫した伴走支援、就農意欲喚起に向けたプロモーション強化 ・初期投資の負担軽減に向けた「居抜き型」の経営継承の取組強化 ②農外企業・サービス事業体の参入促進 ・地元金融機関等と連携した農外企業の参入促進、スマート農業機械等の導入支援 ・建設業者の農業参入促進に向けたインセンティブの導入 ③非農家による担い手サポートの仕組みづくり ・農村RMO等と連携した農地を守る取組支援、持続可能な地域共同活動体制の強化	
アグリパーク構想を通じ農業に参画した主体数 (R6) → 累計 550 (R12) 「ぎふの田舎応援隊」登録数 (内、企業) (R6) → 25 企業 (R12) 認定農業者に占める女性農業者の割合 4.6% (R6) → 6.0% (R12)	新規就農者数 (独立自営、雇用の合計) 384 人 (R6) → 累計 1,800 人 (R12) 企業の農業参入件数 (サービス事業体含む) (R6) → 累計 15 件 (R12)	1

図 12 ぎふ農業活性化基本計画 (1)

<p><基本方針2> 潜在力をフル活用した生産強化</p> <p>(1) 農畜水産物の供給力強化</p> <p>①品目特性に応じた生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「清流のめぐみ」等の高温耐性品種導入、「ハツシモ」の単収向上、育種改良等〔米〕 ・調製作業の分業化の推進、熟練者の経験をデータ化した栽培技術の開発等〔園芸品目〕 ・遺伝子解析技術を活用した育種改良の実施、営農組合と連携した稻わら収集等〔畜産〕 ・早期放流する取組と収益性の高い漁場づくりの支援〔水産〕 <p>②生産拡大を担う経営体への支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画のプラッシュアップと実現に向けた活動支援 ・農業法人の経営発展に向けた人材紹介事業者と連携した多様な人材の確保等の促進 <p>③スマート農業など省力化生産への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術の体系的導入の推進、データ活用型農業に取り組む産地の取組支援 <p>④ほ場の集約化に向けた大区画化・汎用化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画を踏まえた区画拡大、中山間地域等地理的条件に合わせた基盤整備の推進 <p>⑤農業用水・排水条件の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水路など農業水利施設の計画的かつ効率的な補修、更新の推進 		<p>(2) 魅力ある農畜水産物づくり</p> <p>新たなブランド品目の創出・発展(生産技術の開発等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の生産・流通に携わる関係機関と連携した消費者に選ばれる新たな品種づくり ・AIを活用した画像解析等による夏秋トマトのスマート生育診断技術開発 ・柿における産地が求める特徴を持つ品種開発、長期品質保持による輸出技術の開発 ・花きの生産性向上のための病害虫対策や新品種の販路開拓等の推進 ・効率的に優れた繁殖雌牛の確保等、飛驒牛改良体制の見直しの検討 ・大型の鯫やイワナの生産技術の開発と現場実証の支援 <p>※重点施策 (1) (2) 共通</p> <p>稼げる産地づくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲ある産地による創意工夫される取組をソフト・ハード両面の支援 <table border="1"> <tr> <td>認定農業者の平均経営面積 9.9ha (R6) → 12.7ha (R12)</td> </tr> <tr> <td>水稻の多収・高温耐性品種の作付面積 2,400ha (R6) → 8,000ha (R12)</td> </tr> <tr> <td>基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する農地集約化率 50% (R6) → 85% (R12)</td> </tr> </table>		認定農業者の平均経営面積 9.9ha (R6) → 12.7ha (R12)	水稻の多収・高温耐性品種の作付面積 2,400ha (R6) → 8,000ha (R12)	基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する農地集約化率 50% (R6) → 85% (R12)				
認定農業者の平均経営面積 9.9ha (R6) → 12.7ha (R12)										
水稻の多収・高温耐性品種の作付面積 2,400ha (R6) → 8,000ha (R12)										
基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する農地集約化率 50% (R6) → 85% (R12)										
<p><基本方針3> 新たな流通ルートの開拓、販路拡大</p> <p>(1) 品目に応じた新たな流通ルートの開拓</p> <p>①実需者・消費者に至る販売チャネルの多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内直売所における予約販売の推進、百貨店等と連携した名古屋圏での販売展開 ・地域商社と連携した富裕層向け販売や寿司や弁など用途に適した米の商品開発 <p>②広域集出荷システムの構築・展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各地から天然鮎を集荷し、安定出荷するための広域集出荷システムの構築支援 <p>③県内の飲食店等への供給体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内農業者と飲食店等とのマッチングや商談会の開催 ・鮎料理フェア等の店舗拡大と県内のバーベキュー場と連携したプロモーションの実施 <p>④食肉生産・供給体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉処理施設の規模や整備手法等の調査・検討等 <table border="1"> <tr> <td>米の輸出量 664トン (R6) → 2,650トン (R12)</td> </tr> <tr> <td>名古屋圏における県産農産物を提供する店舗の拡大 - (R6) → 80店舗 (R12)</td> </tr> <tr> <td>集出荷に取り組む漁協数 1漁協 (R6) → 6漁協 (R12)</td> </tr> </table>		米の輸出量 664トン (R6) → 2,650トン (R12)	名古屋圏における県産農産物を提供する店舗の拡大 - (R6) → 80店舗 (R12)	集出荷に取り組む漁協数 1漁協 (R6) → 6漁協 (R12)	<p>(2) 立地や集客力等を生かした販路拡大</p> <p>①身近な大消費地・名古屋圏での販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等とのネットワークの構築及び新規流通システムの導入 <p>②新たな海外輸出戦略の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域商社と連携した様々な県産農畜水産物等の流通ルートの構築、販路開拓を推進 ・帰國後も継続的に購入できる仕組みの構築などインパウンドを契機とした輸出拡大 <table border="1"> <tr> <td>名古屋圏における新規飛騨牛取扱店 - (R6) → 50店 (R12)</td> </tr> <tr> <td>県内地域商社のターゲット国 - (R6) → 5カ国・地域 (R12)</td> </tr> </table> <p>(3) 消費者との信頼関係構築による販路拡大</p> <p>①環境調和型農業と消費者をつなぐ新たな仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県版みどり認定制度(仮称)」創設、ロゴマークを活用したPR及び取扱店舗の拡大 ・消費者ニーズに対応した地消地産の推進 <p>②生産者等の創意工夫を生かした販売力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ECやSNSを活用した販路開拓支援、学校給食への地元農産物の利用・供給促進 <table border="1"> <tr> <td>「岐阜県版みどり認定制度(仮称)」取組面積 - (R6) → 5,000ha (R12)</td> </tr> <tr> <td>朝市・直売所販売額 172億円 (R6) → 182億円 (R12)</td> </tr> </table>		名古屋圏における新規飛騨牛取扱店 - (R6) → 50店 (R12)	県内地域商社のターゲット国 - (R6) → 5カ国・地域 (R12)	「岐阜県版みどり認定制度(仮称)」取組面積 - (R6) → 5,000ha (R12)	朝市・直売所販売額 172億円 (R6) → 182億円 (R12)
米の輸出量 664トン (R6) → 2,650トン (R12)										
名古屋圏における県産農産物を提供する店舗の拡大 - (R6) → 80店舗 (R12)										
集出荷に取り組む漁協数 1漁協 (R6) → 6漁協 (R12)										
名古屋圏における新規飛騨牛取扱店 - (R6) → 50店 (R12)										
県内地域商社のターゲット国 - (R6) → 5カ国・地域 (R12)										
「岐阜県版みどり認定制度(仮称)」取組面積 - (R6) → 5,000ha (R12)										
朝市・直売所販売額 172億円 (R6) → 182億円 (R12)										
<p><基本方針4> 安心できる農畜水産業と農村の環境整備</p> <p>(1) 気候変動への対応</p> <p>①異常高温等の影響緩和技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高温条件に適応した品種導入・普及、生産管理技術の実証取組や資材導入の支援 ・畜産業の暑熱対策の機械・設備等の支援、高水温に適応可能なイワナ種苗の開発 <p>②温暖化を逆手にとった攻めの対策推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「再生二期作」の栽培技術を確立、適地での普及、作期拡大につながる現地実証等 ・温暖化を生かした鷺飼漁や友釣りなどの漁期の改正に向けた漁業関係者との検討 <table border="1"> <tr> <td>漁期を見直す漁法 - (R6) → 2漁法 (R12)</td> </tr> </table>		漁期を見直す漁法 - (R6) → 2漁法 (R12)	<p>(4) 生産を骨かすリスクへの対応</p> <p>①家畜伝染病に対応できる畜産地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準の遵守徹底、野生いのししの捕獲及び經口ワクチンの散布の推進 <p>②外来生物による被害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コクチバス等の外来魚による水産業への被害防止対策、ジャンボタニシ対策の推進 <table border="1"> <tr> <td>農場HACCPC指導員数 35人 (R6) → 50人 (R12)</td> </tr> </table> <p>(5) 地域資源を生かした農村振興</p> <p>①農泊を軸とした棚田等農村地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊在型としてパッケージ化した「GIFU-DO農泊」の展開、国内外への情報発信強化 ・インパウンド対応可能な実験農場の育成など、訪日外国人旅行者の受け入れ体制の整備 <p>②水産資源を含む里川システムの保全・活用・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間主体となる「清流長良川のめぐみ」ブレーヤーズの登録拡大、活動支援 ・鮎釣り体験講座等を若者向けに拡充するなど、川と魚に親しむ体験活動を強化 <table border="1"> <tr> <td>「GIFU-DO農泊」の年間宿泊者数 - (R6) → 35万人 (R12)</td> </tr> <tr> <td>「清流長良川あゆパーク」における体験プログラム参加者数(累計) - (R6) → 10万人 (R12)</td> </tr> </table>		農場HACCPC指導員数 35人 (R6) → 50人 (R12)	「GIFU-DO農泊」の年間宿泊者数 - (R6) → 35万人 (R12)	「清流長良川あゆパーク」における体験プログラム参加者数(累計) - (R6) → 10万人 (R12)			
漁期を見直す漁法 - (R6) → 2漁法 (R12)										
農場HACCPC指導員数 35人 (R6) → 50人 (R12)										
「GIFU-DO農泊」の年間宿泊者数 - (R6) → 35万人 (R12)										
「清流長良川あゆパーク」における体験プログラム参加者数(累計) - (R6) → 10万人 (R12)										
<p>(2) 持続可能な農業生産・農村づくりの推進</p> <p>①良質堆肥の活用など環境調和型農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに適した良質な堆肥の活用方法等の実証など耕畜連携体制の強化 ・有機農業の推進体制整備、プラスチック被覆肥料に代わる資材の栽培法確立 <p>②温室効果ガスの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中干し延長等の技術の取組拡大、施設園芸における省エネ設備の導入推進 <table border="1"> <tr> <td>有機農業の取組面積 144ha (R6) → 190ha (R12)</td> </tr> </table>		有機農業の取組面積 144ha (R6) → 190ha (R12)	<p>(6) 農村の防災・減災対策の強化</p> <p>①田んぼダム等による流域治水の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムの取組促進、農業用ため池の低水位管理や事前放流の促進 <p>②ため池を含む農業水利施設等の災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池の地盤・豪雨対策、農業用排水機場の機能保全対策の推進 <table border="1"> <tr> <td>田んぼダムの取組を実施した水田の面積 95ha (R6) → 595ha (R12)</td> </tr> <tr> <td>浸水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合 - (R6) → 100% (R12)</td> </tr> </table>		田んぼダムの取組を実施した水田の面積 95ha (R6) → 595ha (R12)	浸水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合 - (R6) → 100% (R12)				
有機農業の取組面積 144ha (R6) → 190ha (R12)										
田んぼダムの取組を実施した水田の面積 95ha (R6) → 595ha (R12)										
浸水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合 - (R6) → 100% (R12)										

第5章 計画実現に向けての推進体制

基本方針ごとの重点施策 目標指標一覧

資料編(関連計画、用語集、策定経過等)

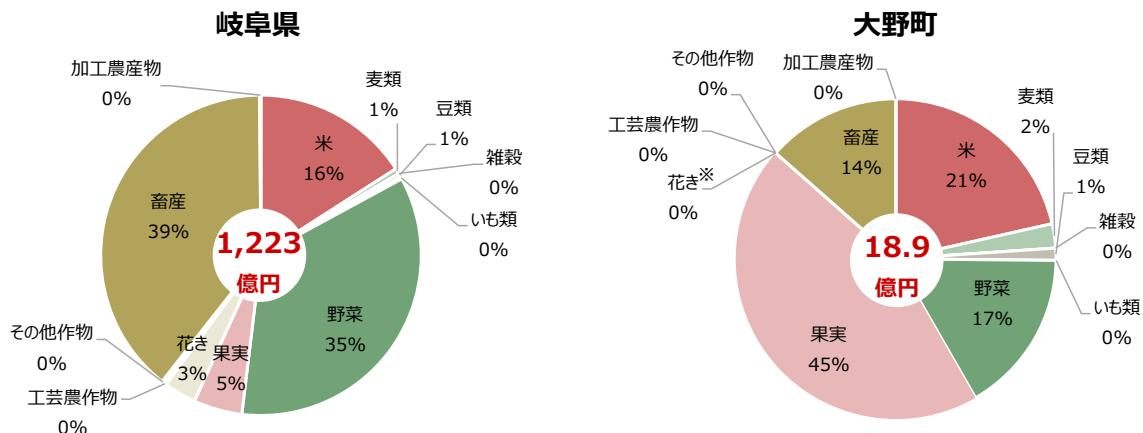
3

図 13 ぎふ農業活性化基本計画 (2)

4. 大野町の農業に関する動向

1) 農業産出額と生產品目

大野町の農業産出額は、令和 5 年（2023 年）で 18 億 9 千万円です。生產品でみると、柿をはじめとする果実が 45% を占め、次いで米の 21%、野菜が 17% と続きます。岐阜県と比較して、果実の割合が大きくなっています。



出典：市町村別農業産出額（R5（2023））

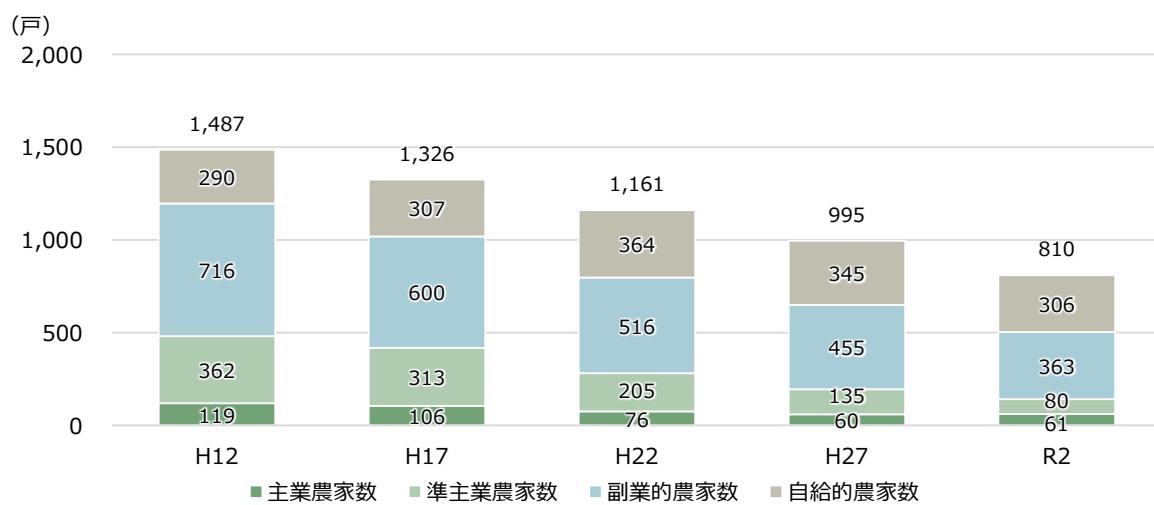
※大野町における花きの産出額は、個人又は法人その他の団体の秘密保護のため、数値は未公表

図 14 農業産出額、生產品目

2) 農業人口・経営等に関する動向

①農家数

総農家数は、令和 2 年（2020 年）で 810 戸となっており、平成 12 年（2000 年）の 1,487 戸と比べて 20 年間で約 45% 減少しています。自給的農家は増減を繰り返しながらほぼ横ばいの状況であり、主業農家、準主業農家及び副業的農家は減少傾向となっています。

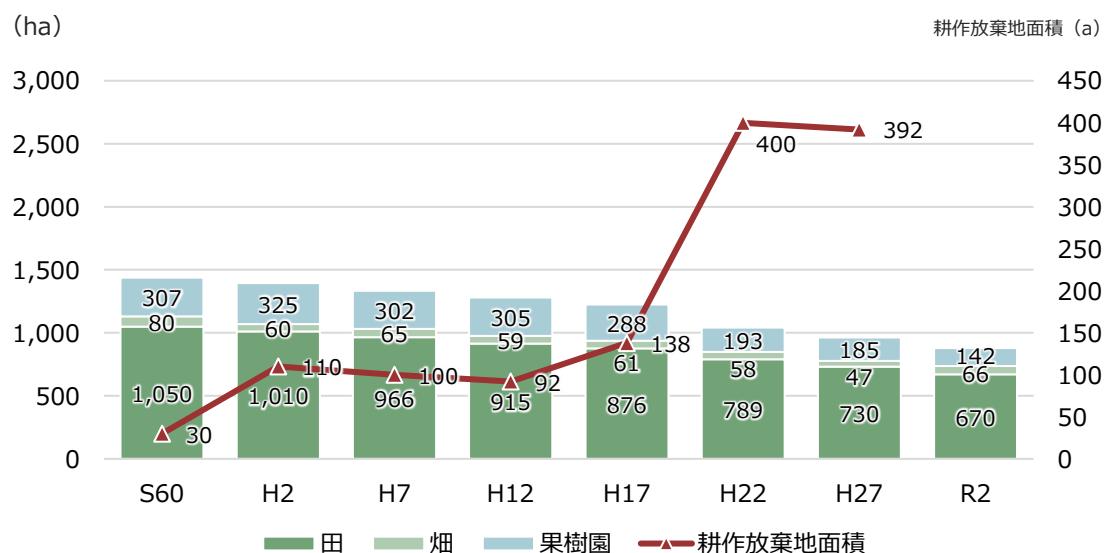


出典：農林業センサス

図 15 農家数の推移

②農業経営の状況

農地面積は減少を続けており、田は年々減少し、畠はほぼ横ばいの状況であり、果樹園は近年大きく減少しています。また、耕作放棄面積については、平成 22 年（2010 年）にかけて大きく増加し、近年はやや減少に転じているものの依然として多くあり、農業の担い手の確保や農地の集約化等の対策が求められます。



出典：農林業センサス

※令和 2 年（2020 年）農林業センサスより耕作放棄地を把握する項目を廃止
図 16 農地面積、耕作放棄面積の推移

3) 主要農產品の状況

本町の主要農產品として、全国第一位の生産量を誇るバラ苗や果宝柿という有名ブランドを生んだ柿があります。それについて、近年の傾向をみていきます。

①バラ苗

バラ苗の生産量は、平成 24 年（2012 年）頃までは概ね 1,000～1,300 千鉢で推移していましたが、平成 25 年（2013 年）に大きく減少し、近年はおおむね 500 千鉢程度で推移しています。

県内シェアについては、平成 21 年（2009 年）頃には約 77% であったものの、その後は増減を繰り返し、近年はおおむね 70% 程度で推移しています。

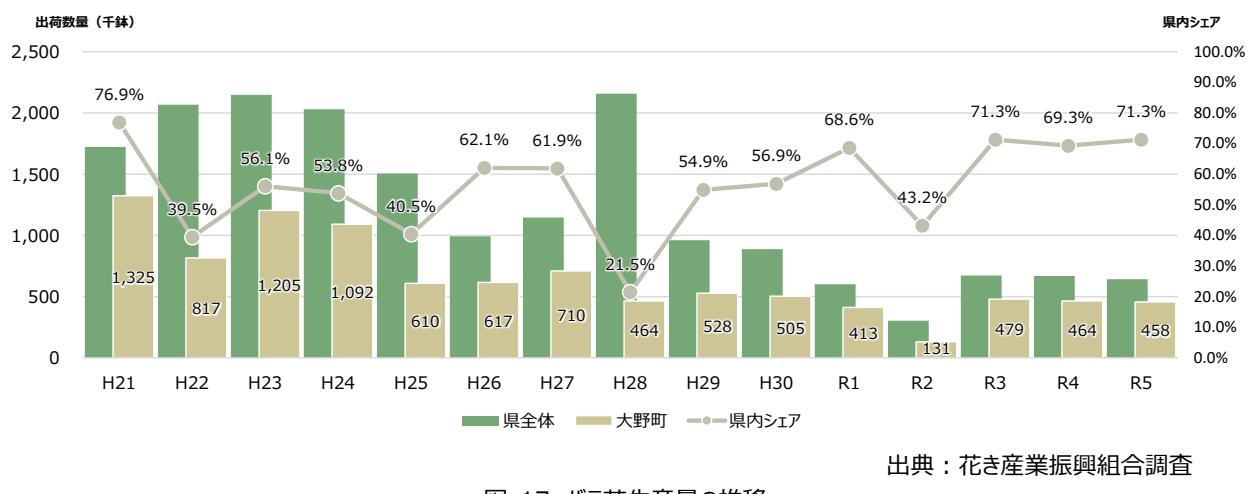


図 17 バラ苗生産量の推移

②柿

本町は全国有数の柿の生産地であり、特に富有柿は大野町の誇る特産品となっています。その中でも最高級品「果宝柿」や新たな商品として「紅富有」がブランド化されています。

柿の出荷量は 1,700～2,500t 前後で推移してきましたが令和 2 年（2020 年）以降は減少し、令和 4 年（2022 年）を除き 1,300t 前後となっています。

販売総額は 5～6 億円程度で推移していましたが、平成 30 年（2018 年）以降はやや落ち込みが見られます。また、栽培面積や生産者数についても、減少傾向が続いています。

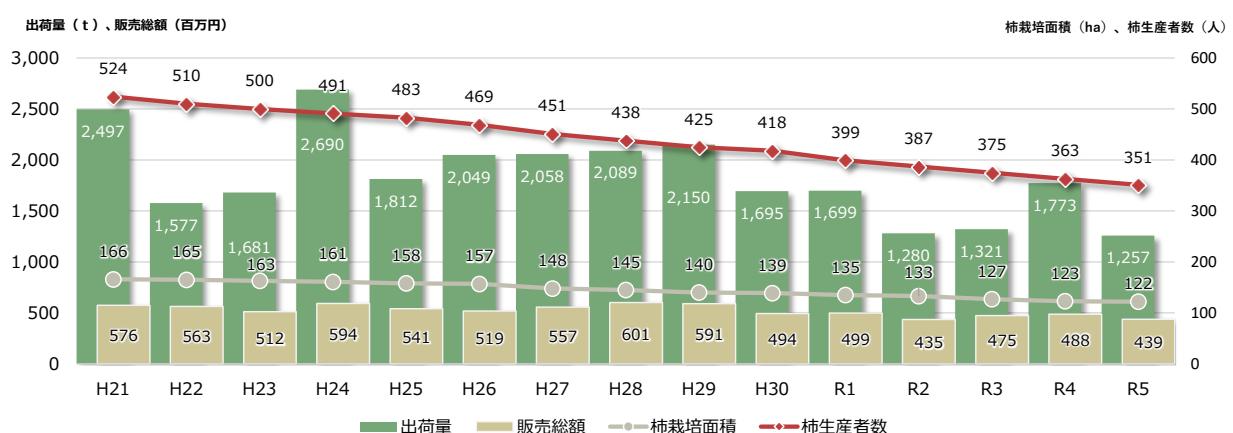


図 18 柿生産量の推移

5. 農業をめぐる近年の動向と将来展望

農業をめぐる近年の動向や将来展望について、大野町のみでなく、県、国レベルの視点も含めてまとめます。これらに対応することは、経営規模の大小や地域条件にかかわらず、生産性の向上を図り安定的で持続性のある農業構造を実現するためには重要といえます。

1) 高齢化・人口減少による農業への影響

全国的に人口減少と高齢化が進行しており、大野町に限らず国全体の大きな問題となっています。特に農村部では、都市部に先駆けて人口減少と高齢化が進展しており、農業従事者においても高齢化・減少するとともに、集落を構成する人口も減少しています。

集落人口の減少・高齢化、農業の担い手の高齢化や後継者不足、それに伴う遊休農地・耕作放棄地の増加と合わせ、人口減少は農産品の需要縮小にもつながるため、農業が持つ多面的な機能を維持することが困難になっています。

2) 食料安全保障の重要性

国際情勢の変化や地球温暖化による気候変動の影響を受け、世界的な食料需給は不安定化しています。国は「食料・農業・農村基本法」を四半世紀ぶりに改正し、「食料安全保障」を基本理念の中心に据えました。また、「令和の米騒動」に象徴される米価高騰など、食料の安定供給に対する国民の関心が高まっています。

3) 合理的な価格形成のための取組の推進

国内の農産物価格指数は、令和3年（2021年）以降ほぼ横ばいでいたが、令和6年（2024年）後半以降は米や野菜等の価格上昇に伴い、上昇しています。合理的な価格形成には、生産から消費までの費用を考慮した取引が重要であるとともに、持続的な供給のためには食品事業者による付加価値向上も必要です。

4) 消費者ニーズの多様化

女性の社会進出や単身・共働き・高齢世帯の増加等の社会構造の変化、スマートフォンなど情報通信技術の利用拡大、コロナ感染症拡大による外出意欲の低下などライフスタイルの変化を反映し、食事のあり方や食品の購入形態においても、ネット販売や少量サイズ、持ち帰り需要の増大といった多様化が進んでおり、消費者ニーズに対応した生産・供給体制の再構築を図る必要性が高まっています。

5) スマート農業の加速、農業のデータ、デジタル技術の活用

「スマート農業」とは、ロボット、AI（人工知能）、IoT（あらゆる「モノ」にセンサーや通信機能を組合せた技術）など先端技術を活用する農業のことです。農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題ですが、スマート農業技術はそれらの解決策となることが期待されています。

6) 自然災害、気候変動などへのリスク対応

地球温暖化と気候変動は、高温や多雨による農産物の品質低下、大規模な自然災害の激甚・頻発化として農業に深刻な影響を与えています。近年、日本の年平均気温は過去最高を記録し、夏季の異常高温が常態化しており、水稻の白未熟粒^{注1}やカメムシ類被害、果実障害などが深刻化しています。

令和 6 年（2024 年）の能登半島地震や豪雨災害、台風など多くの自然災害が発生しており、農地を守るための治山・治水対策強化や防災・減災の取組が不可欠です。

また、平成 30 年（2018 年）9 月に国内で 26 年ぶりに確認された豚熱は、令和 7 年（2025 年）3 月末時点においても 24 都県で計 97 事例発生しており、衛生管理の強化が引き続き求められています。

7) 都市農村交流や農村への移住・定住・帰還への意欲の高まり

美しい田園風景や地域とのつながりに魅力を感じる若者が増加し、特に新型コロナウイルス感染拡大以降、都市部から農村への田園回帰の動きが加速しています。この流れを農村活性化につなげるため、農産物直売所、体験農業、農泊、二地域居住など多様な都市・農村交流を促進し、地域の自然・文化への理解を深め、新たな経済活動や雇用創出、移住・定住へと発展させることが重要です。また、農業者が生産物の加工や観光農園、農家レストランなどと連携し、地域資源を最大限活用して高付加価値化を図る 6 次産業化の推進も不可欠です。

8) ひとにやさしい福祉社会の形成

人口減少・高齢化が進展する中、少子高齢化に歯止めをかけるため家庭・職場・地域で、男性も女性も、若者も高齢者も、障害や難病のある方も誰もが活躍できる社会の実現を目指す取組が推進されています。それぞれの能力を発揮し、生きがいを感じることができ、それが社会保障の基盤を強化と経済成長につながる社会の形成が必要です。

農業分野においても、農作業等で活躍することを通じ、障害者や高齢者など様々な方が自信や生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携の取組が求められ、これらが高齢化による後継者・担い手不足の問題の解消にもつながることが期待されています。

9) SDGs を契機とした持続可能な取組の進展

Sustainable Development Goals - 持続可能な開発目標 - とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した 17 のゴールと 169 のターゲットです。

農業は、自然環境を基盤に、食料の生産を担っており、SDGs の 17 のゴールそれぞれと結び付いています。将来にわたって自然資本を持続的に利用して農業を営むためには、その恩恵を受ける全ての人々が自然資本やそこから生み出されるさまざまな生態系サービスの社会・経済的な価値を認め、その恩恵の対価として支払いを行うことを受け入れる社会を実現することが必要です。

注1：白未熟粒は、稻の生育中に高温などの影響を受けて、米粒にデンプンが十分に詰まらず、白く濁って見える未熟な米粒です。高温登熟障害の一種で、米の品質が低下することを意味します。

6. 第2次大野町農業基本計画の評価と課題の整理

1) 第2次大野町農業基本計画の評価

令和3年（2021年）3月に策定し、令和7年度までを計画期間とした第2次大野町農業基本計画においては、4つの基本方針を基に、農業振興への10の方策を示し、それぞれ施策展開しています。

戦略には、成果目標が示されており、この達成状況より、第2次計画の進捗確認と評価とします。

以下に、第2次計画において示された数値目標とその達成状況を示します。なお、達成・未達成を含め、第3次計画において指標と数値を見直したうえ、新たな目標として再設定します。

表1 第2次農業基本計画の目標達成状況

基本方針	成果目標	基準値 (R2)	数値目標 (R7)	現況 (R6)
基本方針 I 持続可能な農業の担い手確保・育成	◎地域営農法人化	0 件	1 件	0 件
	◎人・農地プラン担い手数	69 名	74 名	86 名
	◎スマート農業機械を導入した経営体	8 経営体	10 経営体	10 経営体
	◎認定農業者数	45 経営体	49 経営体	55 経営体
	◎新規就農者数	4 名	5 名	5 名
基本方針 II 農地の保全とバランスある開発	◎優良農地面積	1,170ha	1,130ha	1,140ha
	◎担い手への農地集積	47.5%	55.0%	64.7%
	◎遊休農地面積	3.7ha	2.5ha	3.3ha
	◎農作物の被害額の減少	2,167 千円	1,950 千円	4,314 千円
基本方針 III 消費者ニーズに応えるブランドの確立	◎「大野の太鼓判」認定商品数	19 件	20 件	20 件
	◎清流 GAP 登録件数	0 件	1 件	7 件
	◎大野町ブランド野菜認定品目	0 品	5 品	5 品
基本方針 IV 農が身边にある暮らしの推進	◎L I N E によるプランター栽培支援登録者数	200 名	230 名	308 名
	◎観光農園数	0 か所	1 か所	1 か所
	◎食と農を楽しむイベントの開催	0 件	1 件	1 件

数値目標を達成できなかった項目

2) 農業振興における課題の整理

第2次計画の評価、農業を取り巻く社会環境の動向や本町の農業の現状等を踏まえ、本町の農業振興における課題を次のとおり整理しました。

- ① 多様な担い手の確保・育成
- ② 環境と調和した農地の保全と計画的な活用
- ③ 「稼げる農業」への転換
- ④ 農業を楽しむ機会の充実

①多様な担い手の確保・育成

○農業生産者の意向調査では、生産者の約83%が60代以上となっています。60代以上の割合は、令和2年（2020年）の62%から令和7年（2025年）には83%へと21ポイント増加しています。農業生産者の高齢化が一層進行しているため、農業経営の継承が求められます。（図19）

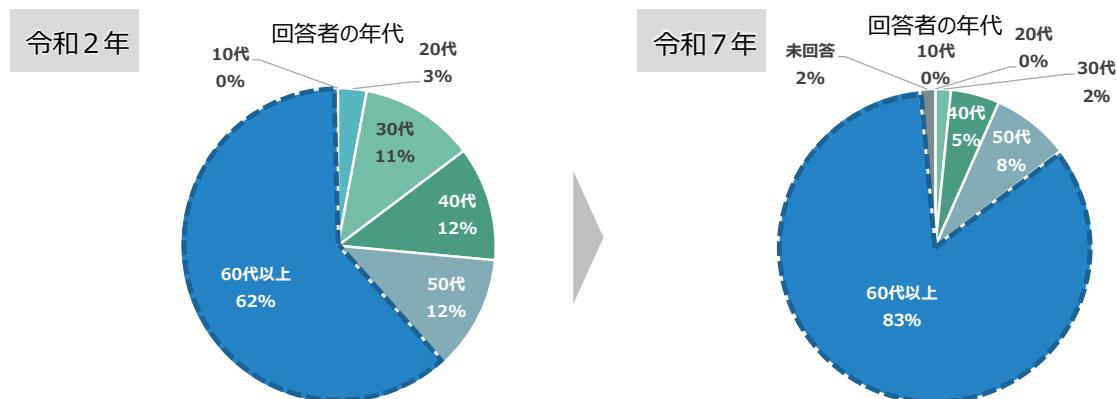


図 19 農業生産者の年代（農業生産者意向調査）

○農業生産者の意向調査では、農業経営上の課題に関する設問において、「労働力不足」について「そう思う」と回答した割合は、令和2年（2020年）の37%から令和7年（2025年）には58%へと21ポイント増加しています。このため、労働力不足の対応として、新たな担い手の確保が求められます。（図20）

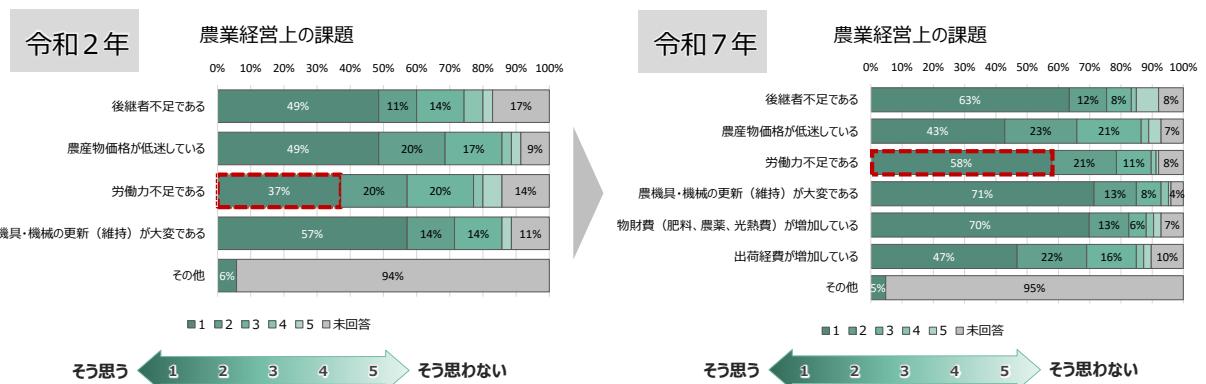


図 20 農業経営上の課題（農業生産者意向調査）

○消費者の意向調査では、「農業振興にあたって行政に期待すること」に関する設問において、「農業の担い手育成」について「そう思う」と回答した割合は、令和2年（2020年）の44%から令和7年（2025年）には52%へと8ポイント増加しています。このため、行政による農業の担い手育成に関する施策の一層の強化が求められます。（図21）

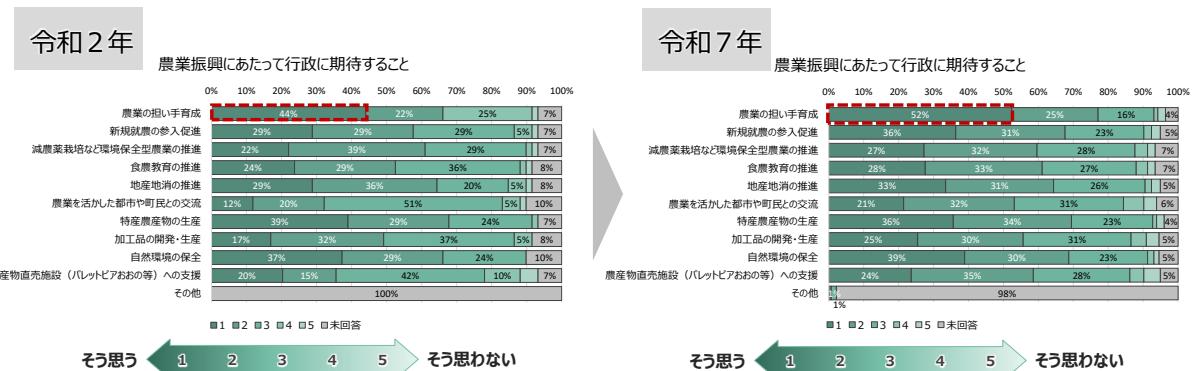


図21 農業振興にあたって行政に期待すること（消費者意向調査）

○消費者の意向調査では、「農業の担い手を確保・育成していくために必要なこと」の設問において、「後継者やUターン者に対する支援の充実」と回答した割合は、令和2年（2020年）の49%から令和7年（2025年）には55%へと6ポイント増加しています。このため、後継者やUターン者に対する支援の充実が求められます。（図22）

○同設問において、「新規参入者が就農しやすい環境の整備」と回答した割合は、令和2年（2020年）の61%から令和7年（2025年）には63%へと2ポイント増加しています。このため、新規参入者が就農しやすい環境の整備が求められます。（図22）

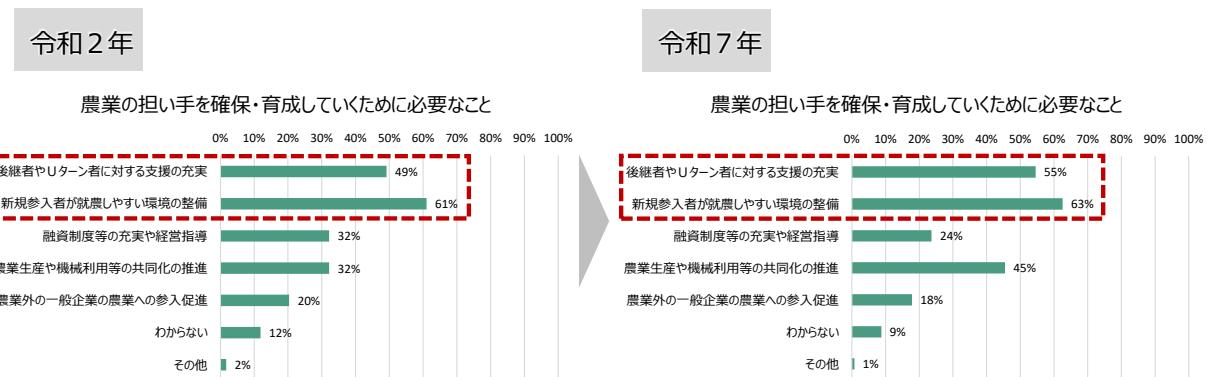


図22 担い手を確保・育成のために必要なこと（消費者意向調査）

②環境と調和した農地の保全と計画的な活用

○本町の農地面積は減少傾向が続いており、田に加えて、特に果樹園の減少が顕著となっています。果樹園の面積は、昭和 60 年（1985 年）の 307ha から令和 2 年（2020 年）には 142ha へと半減しており、田についても、昭和 60 年（1985 年）の 1,050ha から令和 2 年（2020 年）には 670ha へと減少しています。（図 16）

○遊休農地面積の減少は第 2 次計画においても推進され、令和 2 年（2020 年）の 3.7ha から令和 4 年（2022 年）の 2.2ha に減少し、令和 4~5 年（2022~2023 年）は目標値である 2.5ha を達成しています。しかし、令和 6 年（2024 年）には遊休農地面積が増加し、目標値の 2.5ha が未達成です。このため、遊休農地の解消に向けた施策の推進が求められます。（図 23）

○農業生産者の意向調査（令和 7 年）では、「有機農業」の取組への意向の設問において、「取り組みたいが難しい」と回答した割合は、45%の約半数となっています。このため、有機農業への取組を促進するための技術支援や情報提供、体制整備が求められます。（図 24）

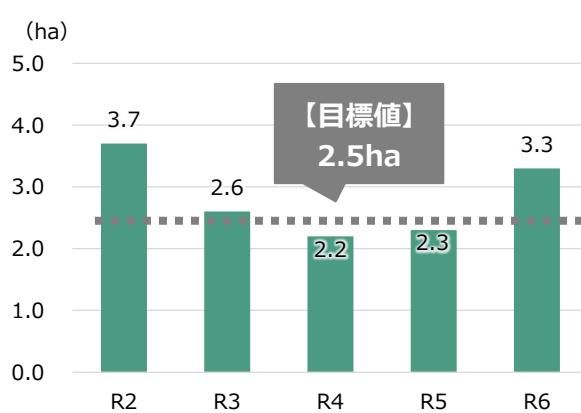


図 23 遊休農地面積の推移

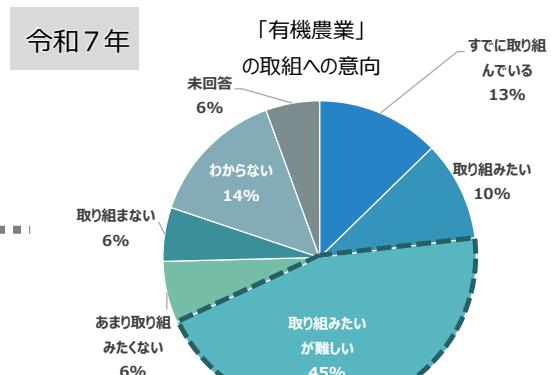


図 24 「有機農業」の取組への意向
(農業生産者意向調査)

○農業生産者の意向調査では、「農地の規模（経営規模）を将来（約 10 年後）どのように考えているか」の設問において、「減らしたい」と回答した割合は、令和 2 年（2020 年）の 26%から令和 7 年（2025 年）には 47%へと 21 ポイント増加しています。このため、農地の集約や計画的な有効活用が求められます。（図 25）

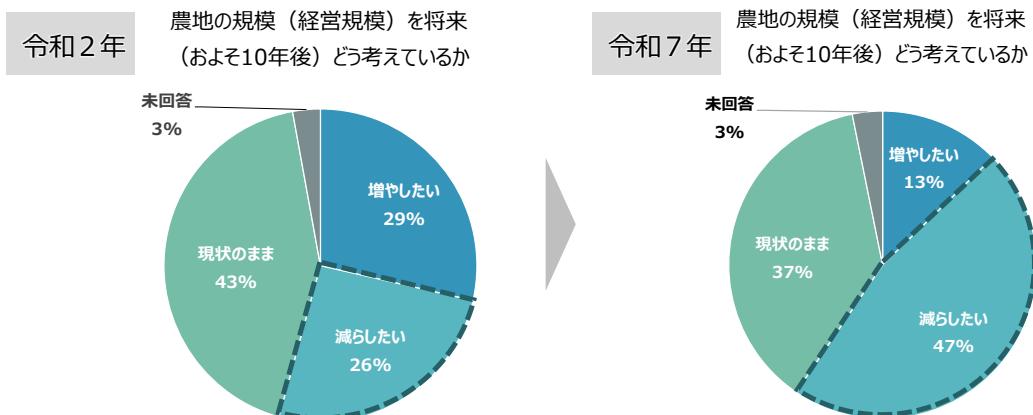
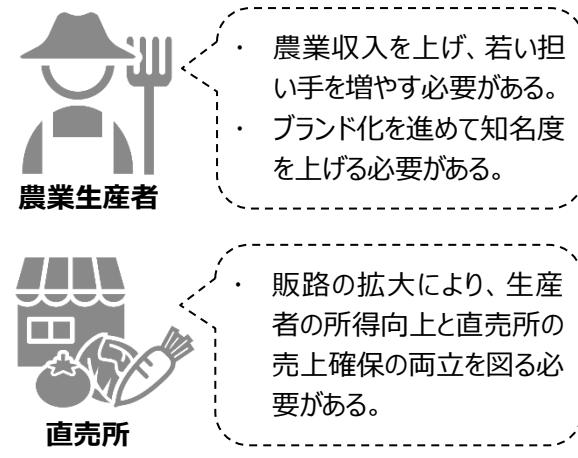
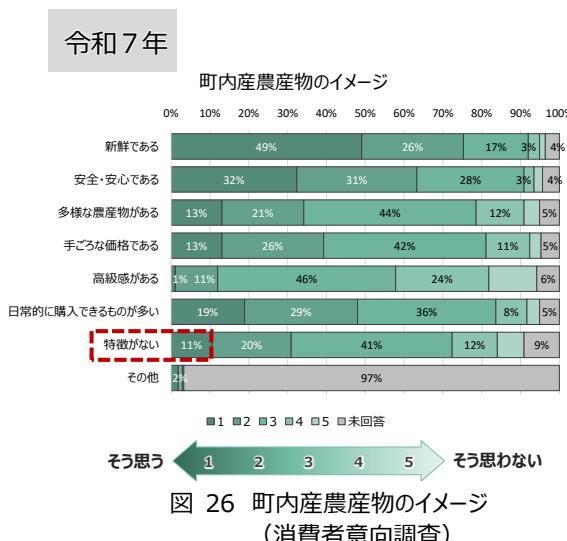


図 25 将來の農地規模に対する意向（農業生産者意向調査）

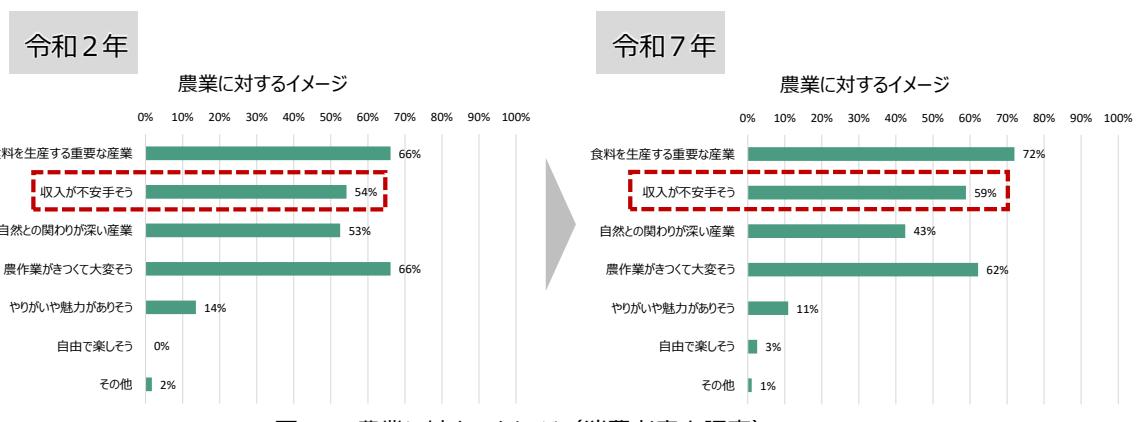
③「稼げる農業」への転換

○「大野の太鼓判」認定商品数、清流 GAP 登録件数及び大野町ブランド野菜認定品目数については目標値を達成しているものの（表 1）、消費者の意向調査における「町内産農産物のイメージ」の設問では、「特徴がない」との意見も一定数見られます。（図 26）
このため、町内産農産物のブランド化に向けた取組や普及の一層の強化が求められます。

○農業生産者に対するヒアリング調査では、「農業収入の向上の必要性」や「ブランド化による知名度向上」といった意見が挙げられました。また、直売所に対するヒアリング調査では、「販路の拡大による生産者の所得向上と直売所の売上確保の必要性」といった意見が示されました。（図 27）



○消費者の意向調査では、「農業に対するイメージ」の設問において、「収入が不安そう」と回答した割合は、令和2年（2020年）の54%から令和7年（2025年）には59%へと5ポイント増加しています。このため、「稼げる農業」へのイメージの転換が求められます。（図 28）



④農業を楽しむ機会の充実

○消費者の意向調査では、「今後大野町を訪れる人に、農業に関することで紹介したいと思うこと」の設問において、「農業体験イベント」と回答した割合は、令和2年（2020年）の15%から令和7年（2025年）には23%へと8ポイント増加しています。このため、農業体験イベントの実施に向けた取組の一層の促進が求められます。（図29）



図 29 今後大野町を訪れる人に、農業に関することで紹介したいと思うこと（消費者意向調査）

○農業生産者の意向調査では、「農業を活かした都市や町民との交流を促進するために必要な取組」の設問において、「農業に関連した行事・イベント等の充実」と回答した割合は、令和2年（2020年）の40%から令和7年（2025年）には52%へと12ポイント増加しています。このため、農業に関連した行事・イベントの充実が求められます。（図30）

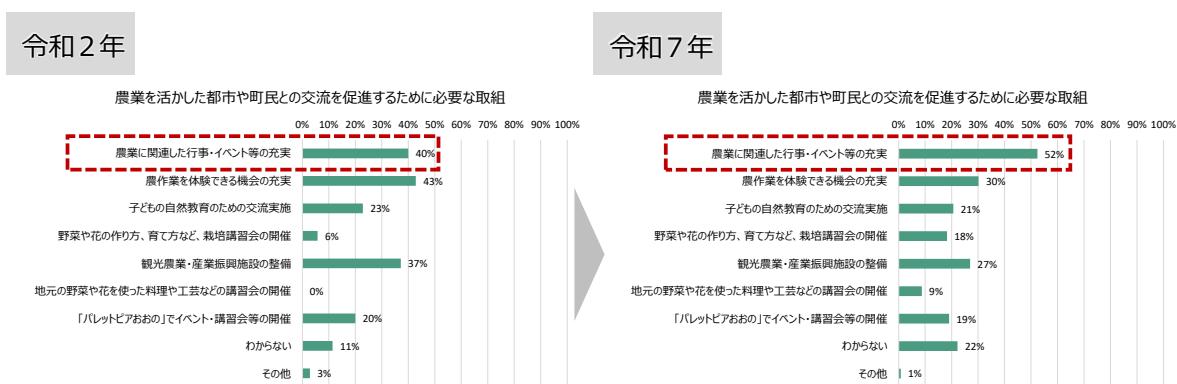


図 30 農業を活かした都市や町民との交流を促進するために必要な取組（農業生産者意向調査）

第3章 | 大野町の農業振興に関する基本的な考え方

1. 目指すべき姿

本町では、水と緑に囲まれた自然豊かで住みよいコンパクトな町の特性を生かし、誰もが快適に笑顔で安心して住み続けられる田園都市を目指しており、大野町第七次総合計画において町の将来像を「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」と定め、その実現に向けてまちづくりを進めています。

また、農業基本計画は、町の将来像の実現を農業施策の分野から推し進めるものであり、産業としての農業振興とともに、住民の暮らしと密接に結びついた農業の多面的な機能を確保していくことを通して、「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」を目指すものであり、こうした考え方に基づき、第1次及び第2次農業基本計画における目指すべき農業の姿を「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」を支える活力ある農業の推進」と定め、まちを支える産業基盤の1つとしての「農業・生産」、やすらぎを感じる潤いある都市環境としての「農地・環境」、大野町らしい快適な暮らしを特徴づける「農ある暮らし」の3つの視点から農業振興を推進するとしています。

今回改定する、第3次農業基本計画においても、目指すべき農業の姿は継承するものとします。

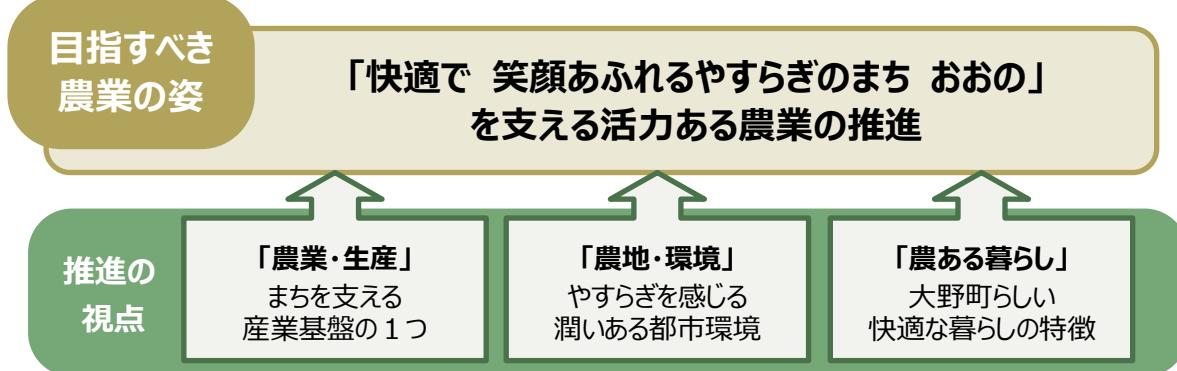
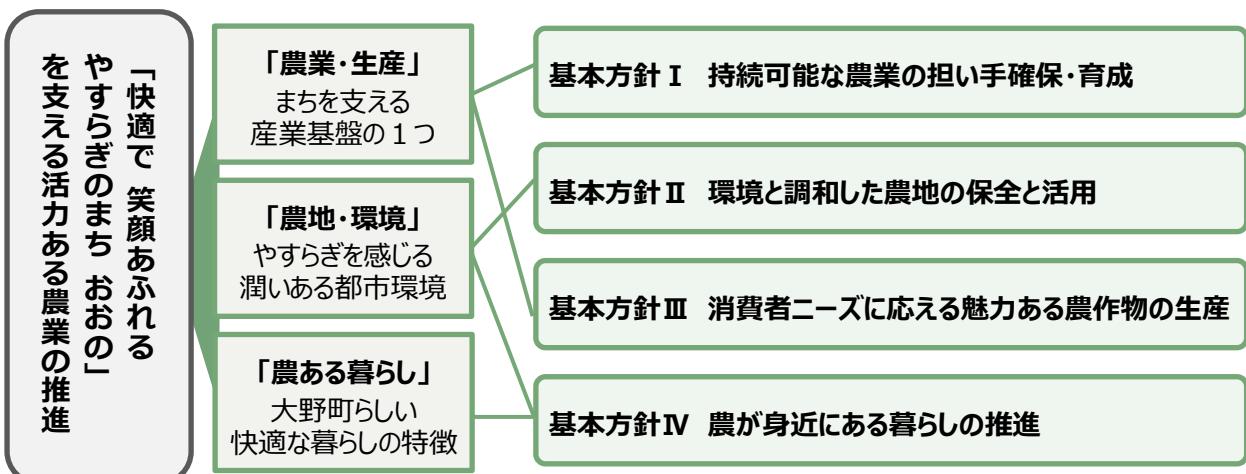


図 31 目指すべき姿と推進の視点のイメージ

2. 基本方針

目指すべき姿と推進の視点を踏まえ、4つの基本方針を定めました。



3. SDGs（エス・ディー・ジーズ）との関係

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された、国連加盟 193 か国が平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）の 15 年間で達成するために掲げた国際目標です。

持続可能でよりよい世界を目指し、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



図 32 SDGs とは

SDGs の目標、ターゲットにしめされる多様な項目は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献するものであり、本計画においても展開する施策と SDGs の関係を整理し、経済・社会・環境の側面との相互関連から農業振興を図るものとします。



図 33 SDGs の 17 の目標（1）

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	13 気候変動に具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
8 働きがいも 経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事を)を推進する	14 海の豊かさを 守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	15 陸の豊かさも 守ろう 	15. 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
10 人や国の不平等 をなくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する	16 平和と公正を すべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
11 住み続けられる まちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する		

図 34 SDGs の 17 の目標 (2)

1. 大野町農業振興の施策体系

基本方針	方策	施策の展開方向
基本方針 I 持続可能な農業の担い手確保・育成	方策 1 生産組織の育成 方策 2 多様な担い手・後継者の育成 方策 3 生産者・事業者・住民等との連携・協働	1-1 農業生産の拡大・合理化 1-2 「地域計画」の推進 1-3 スマート農業技術を活用した経営体育成 2-1 認定農業者の確保・育成 2-2 新規就農・帰農の促進 2-3 シルバー雇用・農福連携など多様な担い手確保 2-4 経営継承の推進 3-1 農業振興のための推進組織・活動組織の育成・連携 3-2 住民・専門家等の参画機会の拡充 3-3 スマート農業技術による省力化と就農支援 3-4 安全・安心な農産物生産の促進
基本方針 II 環境と調和した農地の保全と活用	方策 4 持続可能な農業・農村環境の推進 方策 5 遊休農地の解消・有効活用 方策 6 環境調和型農業の推進 方策 7 農業インフラ等の整備・更新	4-1 農地の保全と効果的な活用 4-2 農村環境の保全と魅力づくり 4-3 地域で取り組む鳥獣害対策 4-4 多収・高温耐性品種の普及 5-1 遊休農地の解消・有効活用 5-2 担い手への農地の集積 6-1 環境調和型農業の推進 6-2 有機農業の推進 7-1 農業水利施設等の整備 7-2 施設の点検、診断、補修及び更新
基本方針 III 消費者ニーズに応える魅力ある農産物の生産	方策 8 付加価値の向上 方策 9 地消地産の推進 方策 10 販路の多様化	8-1 6次産業化の推進 8-2 特色ある農業・地域ブランド化の推進 9-1 消費者ニーズを踏まえた農産物の生産 9-2 直売施設における農産物販売品目の充実 9-3 消費者ニーズに対応した多品目出荷者の育成 10-1 広域的な販路の開拓・拡大 10-2 地域イベント・マルシェへの出展支援 10-3 農産物の海外輸出の促進
基本方針 IV 農が身近にある暮らしの推進	方策 11 農を楽しむ生活の創造 方策 12 農への理解・関心の醸成 方策 13 農地の多面的機能の発揮	11-1 農のある暮らし・ライフスタイルの創造 11-2 都市農村交流の推進 11-3 未来につながる人材育成のための農業体験 12-1 農がもつ価値や魅力の啓発・共有 12-2 食育・食農教育の推進 13-1 防災面での農地空間の活用 13-2 癒し・文化継承・景観面での農地空間の活用

2. 施策の内容

基本方針 I 持続可能な農業の担い手確保・育成

農業は、大規模な農業法人、個人経営や家族経営に加え、兼業・副業、都市住民、企業参入など、多様な形態の農業者によって支えられる「ハイブリッド型^{注2}」の農業構造への転換が求められています。

本町は、離農農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、生産組織の強化・再編を目指します。そして、小規模農家のグループ化や地域営農組織の法人化を推進するとともに、集落機能の維持・強化を図り、多様な農業経営のあり方を踏まえそれぞれに必要な支援を強化していきます。

そのために、生産管理、加工や販売管理、経理、営業、経営戦略、マーケティングなど、幅広い知識・技術を習得する機会が得られるよう支援します。併せて、町内のスマート農業の整備を進めるとともに、スマート農業推進拠点等と連携し、農業者に対し効果的なスマート農業技術の導入に向けたセミナーやモデル的な取組を学ぶ研修会を通じ、普及を図ります。

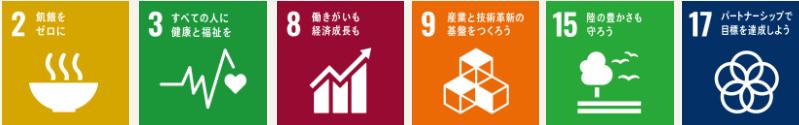
また、新たな担い手となる新規就農者を呼び込むためには、農業が魅力ある職業として選択される必要があるため、新規就農者への支援を強化します。さらに、定年延長となるなか、リタイアした方やリタイアを予定している方の農業参入を促すため、初期投資の負担軽減につながる「居抜き型^{注3}」経営継承の取組を強化します。女性農業経営者、農福連携など、多様な担い手の育成・確保に努め、安定した農業経営の確立を支援していきます。

成果目標	基準値 (R6)	数値目標 (R12)
地域営農法人化	0 件	1 件
地域計画（目標地図）に位置付ける者	86 経営体	91 経営体
スマート農業機械を導入した経営体	10 経営体	12 経営体
認定農業者数	55 経営体	60 経営体
新規就農者数	5 名	6 名（5 年計）
企業の農業参入件数	－	1 件
新たに農福連携に取り組む主体数	－	3 経営体
経営継承を実施した経営体	－	3 経営体（5 年計）

注2：岐阜県では、地域農業を牽引する経営体を核とし、兼業や副業など多様な形で多くの人が参画し、共に農業を担っていくことを「ハイブリッド型」と定義しています。

注3：「居抜き型」の経営継承は、新規就農者の初期投資負担を軽減するため、リタイアする担い手の農地や生産施設、資材に加え、技術やノウハウまでを一体的に引き継ぐ取組です。

方策1 生産組織の育成



1-1 農業生産の拡大・合理化

農業経営の安定化と生産性向上、コスト低減を促進するため、JAとの連携による農産物のブランド化や販路拡大等の取組を通して生産組織の強化・再編を進めます。また、小規模農家のグループ化や地域営農組織の法人化を推進し、企業的経営への発展を目指します。

認定農業者をはじめ営農意欲の高い生産者に対しては、経営規模の拡大や生産性向上に必要となるスマート農業機械・施設の導入、既存施設の改修・更新等に対する補助制度を適正に運用します。併せて、農業経営改善計画などの経営面の支援を充実させ、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化や大区画化、水田の汎用化・畑地化等の生産基盤整備に関する情報提供など、効果的に支援します。

小規模農家や兼業農家に対しては、集落営農への参加を促進し、共同作業による生産性の向上と地域農業の維持・強化を図ります。



＜主な取組＞

- 生産組織の強化・再編
- 地域営農組織の法人化の推進
- 担い手への機械整備助成・支援

1-2 「地域計画」の推進

地域の農業者の話し合いに基づき策定されてきた「人・農地プラン」は、令和5年（2023年）4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、「地域計画」へと移行しました。本町は、この「地域計画」を継続的に推進することで、地域農業の将来の在り方を明確化するとともに、農地の集積・集約化を促進します。



＜主な取組＞

- 協議の場の設置・協議
- 計画（目標地図）の作成
- 地域説明会、農業関係者への意見聴取
- 地域計画の策定・公告
- 計画の実行・進捗管理

1-3 スマート農業技術を活用した経営体育成

ICT や AI ロボット技術などの最先端技術を活用した技術と農業をつなぎ、農業者の抱える課題の解決に資するスマート農業の普及啓発や導入への取組を支援します。

また、スマート農業技術の共同利用によるコスト低減や農作業等の省力化・軽労化に向けた関係機関が実施する研修会やモデル的な取組に関する情報発信を行い、農業者の参加を促進することにより、営農スキルの向上とデータ活用型農業への変革を図ります。

スマート農業機械の能力を最大限発揮するために、適した区画の整備、暗渠排水や基幹排水路の整備等の生産基盤整備を進めます。これと併せて、農業水利施設のデジタル技術を活用した自動化や遠隔化による用水管理の高度化・省力化を図るための自動給水装置の設置を進めています。



＜主な取組＞

- スマート農業機械・機器の導入促進
- 導入を可能とする基盤整備
- スマート農業人材の育成
- 研修会等によるスマート農業に関する情報提供

方策2 多様な担い手・後継者の育成



2-1 認定農業者の確保・育成

認定農業者は、地域農業を牽引する中核的な担い手として位置づけられます。本町は、認定農業者をはじめとする営農意欲の高い生産者に対し、農業経営の安定強化に加え、生産性向上、付加価値向上、多角化を促進するための支援を強化します。

また、若手農業者など意欲ある農業者を発掘・把握し、実践的な技術習得研修等を通じて、育成・指導を積極的に進めます。これにより、将来にわたって地域農業を支える中核的な担い手への誘導を図ります。

＜主な取組＞

- 認定農業者の育成・支援
- 農業生産団体・生産者組織の育成

2-2 新規就農・帰農の促進

JAや地域の農業生産者、関係機関等と連携し、新規就農者の早期の経営確立を支援します。具体的には、就農準備や就農直後の資金交付の情報提供を行うとともに、揖斐地域就農支援協議会等の支援、研修制度の活用により、新規就農者への指導や相談対応、農地の斡旋など、円滑な就農を支援します。

「大野町かき産地協議会（大野町かき振興会、JAいび川、大野町、揖斐農林事務所）」が取り組む帰農塾については、岐阜県が推進する「アグリパーク構想」の考え方も踏まえ、（仮称）大野の柿研修センターを設立し、新規就農希望者の裾野の拡大や円滑な就農と就農後の定着化を図るため、フォローアップの充実を含め継続して実施します。

本町が行う移住・定住促進策と連携し、岐阜県の就農・就業ポータルサイト「ぎふつ晴れ」等の情報発信も併せて活用することで、就農意欲のある方を地域外から受け入れる体制を構築します。

農業参入を希望する企業等に対しては、岐阜県と連携し、事業計画作成や候補農地の確保・選定、農地所有者への仲介等の支援を行うことにより、企業の農業参入を促進します。また、農地中間管理機構を積極的に活用し、企業等が借り受けできる農地に関する情報提供を強化します。



＜主な取組＞

- 新規就農者の支援・フォローアップ
- かき帰農塾の推進
- 移住・定住促進策と連携した地域外からの就農支援・受け入れ体制の充実
- 企業等による農業参入の促進

2-3 シルバー雇用・農福連携など多様な担い手確保

本町は、農業従事者の減少と高齢化が進む中で、多様な人材が農業に参画できる環境を整備し、持続可能な農業の担い手を確保します。これは、国が推進する「多様な担い手の育成・確保」及び岐阜県の「ハイブリッド型農業構造への転換」の方向性に沿うものです。

住民等が気軽に農業に参画できる機会や仕組みについて検討し、援農ボランティアや農業サポーター制度の活用により、農業体験の機会を提供することで、就農への関心や意欲の醸成を図ります。

農業者による福祉施設への農作業委託や障がい者、高齢者の方々の直接雇用等を促進するため、農福連携揖斐地域連絡会議を始め、関係機関と連携しながら事例や取組の情報提供、福祉施設とのマッチング等を行い、農福連携の取組を支援します。

また、繁忙期における短期雇用者が、農業以外も含めて町全体にて通年で働くことができる雇用形態を関係機関とともに検討し、多様な働き方に対応した人材確保を目指します。



＜主な取組＞

- 退職者等の支援
- 援農ボランティア・農業サポーターの育成
- 農福連携の推進
- 多様な働き方に対応した雇用形態の検討

2-4 経営継承の推進

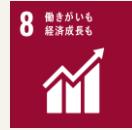
新規就農者の初期投資の負担を軽減するため、リタイアする担い手の農地や生産施設・資材だけでなく、長年培われた技術やノウハウも包括的に引き継ぐ「居抜き型」の経営継承の取組を推進します。

円滑な経営継承に向け、セミナー開催等の啓発活動に加え、継承する施設の改修整備等に対する支援の検討を行い、経営継承を多角的にサポートします。

＜主な取組＞

- 「居抜き型」の経営継承の推進
- 経営継承に関する啓発活動の実施
- 継承施設の改修・整備支援の検討

方策3 生産者・事業者・住民等との連携・協働



3-1 農業振興のための推進組織・活動組織の育成・連携

中核的な担い手への支援や新しい農業者の育成、農地の保全や経営の安定化を図るために、本町とJAをはじめとする農業委員会、土地改良区、研究機関、農地中間管理機構、民間事業者及び町民といった多様な関係機関との連携を一層強化し、情報共有を図りながら施策の推進に努めます。SDGsの推進、環境調和型農業の促進、そして消費者ニーズに即した「地消地産」の展開など、戦略的な施策の推進が必要な場合には、調査・研究・推進に向けた協議会等を設置し、関係機関等との連携・協働による運営を推進します。

＜主な取組＞

- 農業施策の調査・研究・推進に向けた協議会等の設置・運営

3-2 住民・専門家等の参画機会の拡充

本計画に基づく農業振興に向けた取組を推進するにあたって、住民や専門家など多様な視点を取り入れることは、より実効性の高い施策立案と実行に繋がります。このため、本町は、アンケートや意見交換会などを通じて、農業生産者や消費者からの意見・提案を積極的に把握します。

また、農業の専門家や実践者をアドバイザー、コーディネーター等として効果的に活用し、施策・事業を的確に推進します。特に、岐阜県の「ぎふアグリチャレンジ支援センター」や「ぎふ農福連携推進センター」と連携し、専門的な知見や現場のノウハウを施策に反映します。

さらに、援農ボランティアや農業サポーター制度を活用し、住民等が気軽に農業に参画できる仕組みを検討するとともに、地域全体で農業を支える体制の強化を図ります。



＜主な取組＞

- 農業生産者や消費者を対象としたアンケートの実施や意見交換会の開催
- アドバイザー、コーディネーター等の活用
- 援農ボランティア・農業サポーターの育成

3-3 スマート農業技術による省力化と就農支援

ICT や AI ロボット技術、センサーデータなどの最先端技術を活用することで、農作業の効率化を図り、労働生産性の向上とコスト低減を実現します。これにより、経験年数によらず、栽培データなどの情報活用を通じて単収の向上・高品質化を進め、就農後の早期の安定生産・経営発展に繋がる技術情報を提供し、担い手及び労働力の確保に努めます。



＜主な取組＞

- 省力化による多様な人材の確保
- データ集積による経験年数によらない単収向上や高品質化を図る技術の情報提供

3-4 安全・安心な農産物生産の促進

本町は、消費者や実需者からの信頼を確保し、持続可能な農業を推進するため、安全・安心な農産物生産を促進します。具体的には、国「みどりの食料システム戦略」に基づき、化学農薬や化学肥料の使用量の低減を図ります。また、農薬の飛散（ドリフト）対策として、適正な農薬散布に関する指導を関係機関とともに促進します。

＜主な取組＞

- 化学農薬・化学肥料の使用量低減の推進
- 農薬の飛散（ドリフト）対策の推進

基本方針Ⅱ 環境と調和した農地の保全と活用

農業が有する多面的な機能を最大限に発揮し、住民の暮らしや地域づくりに貢献する農業を展開するため、農地や農村環境を積極的に保全するとともに、有効に活用されていない遊休農地の解消・活用に努めます。特に、環境と調和した持続可能な農業生産を推進することで、農地の保全と活用を一体的に進めます。

令和元年（2019年）12月に東海環状自動車道 大野神戸 IC の開通、そして、令和7年（2025年）8月に本巣 IC～大野神戸 IC が開通することで、西回りにおける関広見 IC～養老 JCT 間及び東回りがつながりました。これにより、名神高速道路、東海北陸自動車道、中央自動車道及び新東名高速道路など主要道路へのアクセスが改善し、中部地域各地や全国主要都市へのアクセス性も向上しました。この道路整備に伴い、道の駅「パレットピアおおの」、西濃厚生病院、大野神戸 IC 周辺における工業団地の整備が完了し、現在は道の駅北側用地の開発・整備が進められています。

本町では、開発による「攻め」の取組と農地の保全による「守り」の取組の両立を図り、地域の特性を活かした持続可能な土地利用を推進します。

成果目標	基準値 (R6)	数値目標 (R12)
優良農地面積	1,140ha	1,135ha
担い手への農地集積	64.70%	78%
遊休農地面積	3.3ha	2.5ha
農作物の被害額の減少	4,314 千円	3,577 千円
有機農業実践者数	－	2 経営体

方策 4 持続可能な農業・農村環境の推進



4-1 農地の保全と効果的な活用

東海環状自動車道 大野神戸 IC の開通を契機に地域の活性化を推進するため、都市計画法等の土地利用関係法と調整を図りながら、優良農地等として保全すべき農用地区域を明確にするとともに、農業振興地域制度及び農地転用許可制度を適切に運用することにより、農地を計画的に保全します。

また、利用権設定等促進事業などにより、中核的な担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備を行うなど、地域の実情に応じた集落営農等による地域農業の発展に努め、農地の効果的な活用を図ります。



＜主な取組＞

- 農地の集積・集約化、区画拡大の支援
- 利用権の設定・活用促進
- 優良農地の保全
- インターチェンジ周辺など計画的な土地利用の中での優良農地の確保

4-2 農村環境の保全と魅力づくり

農地に近接して居住する地域住民等の農業に対する理解を深め、農家と非農家が連携することで、魅力ある農村・農コミュニティの形成を図ります。

また、農用地・水路・農道等の適切な維持管理に向け、草刈りや補修などの共同活動を支援します。あわせて、集落間の連携や多様な主体の参画を促し、活動が継続的に行われる体制づくりを推進します。



＜主な取組＞

- 地域住民等の農業理解の促進
- 農家と非農家による共同維持管理活動の支援
- 集落間連携や多様な主体の参画による体制強化

4-3 地域で取り組む鳥獣害対策

鳥獣被害対策として、農地への防護柵の設置や追い払いの地域活動等を支援するとともに、特に被害の大きいイノシシ・シカ・カラス・サルを鳥獣害被害防止計画の対象鳥獣と位置づけて、有害鳥獣の捕獲隊の体制強化、捕獲技術の実践研修会開催、狩猟免許取得支援など、担い手の育成・確保を推進します。これにより、鳥獣の駆除、追い払いや被害を軽減するための取組を強化します。合わせて、地元野生鳥獣のジビエ利用の拡大を進めます。

また、近年被害が拡大しているジャンボタニシなどの害虫の対策強化を図るために、関係機関と連携して被害防止対策を強化します。



＜主な取組＞

- 鳥獣被害防止の体制強化
- 鳥獣害対策に取り組む人材育成・支援
- ジャンボタニシの駆除活動の支援

4-4 多収・高温耐性品種の普及

近年、地球温暖化の進行により、夏季の異常高温が常態化し、農作物の品質低下や収量への影響が深刻な課題となっています。本町は、この気候変動に対応し、農業経営の安定化と高品質な農産物の安定供給を確保するため、多収・高温耐性品種の普及を推進します。

普及にあたっては、栽培講習会の開催、情報提供などを通じて、農業者が安心して導入できる環境を整備します。これにより、気候変動に強い農業を確立し、農業経営の安定化を図ります。

＜主な取組＞

- 高温耐性品種の普及推進
- 多収性品種の普及推進
- 栽培講習会の開催

方策 5 遊休農地の解消・有効活用



5-1 遊休農地の解消・有効活用

高齢化や後継者不足、相続を契機とした離農により、遊休農地の増加が深刻な課題となっています。特に、本町の特産品である柿畠の遊休農地化が進んでおり、その解消と有効活用は喫緊の課題です。本町は、担い手の育成や企業等による農業参入を促進するとともに、農地中間管理事業等を積極的に活用し、農地の集積・集約化を推進することで、遊休農地の発生抑制に努めます。

また、農地所有者の意向を踏まえながら、農地の再生や担い手への集積等を推進します。特に、小規模な農地については、市民農園等としての活用に加え、地域住民が気軽に農業に参画できる制度の導入も検討し、多面的な農地保全の方法を住民とともに検討します。

＜主な取組＞

- 遊休農地の解消・再生
- 遊休農地の発生抑制

5-2 担い手への農地の集積

本町は、認定農業者や新規就農者など多様な担い手への農地の集積に加え、営農法人への農業委託を促進することで、遊休農地の発生抑制や離農抑制を図ります。また、小規模で分散した農地を効率的に集積・集約化することで、生産性の向上と経営の安定化を目指します。

＜主な取組＞

- 作業委託による遊休農地発生抑制
- 小規模農地の集積・集約化

方策6 環境調和型農業の推進



6-1 環境調和型農業の推進

本町は、環境負荷の低減と持続可能な農業の実現を目指す環境調和型農業を推進します。具体的には、化学農薬や化学肥料の使用量低減や温室効果ガス（水田メタン等）削減を図ります。これにより、環境保全を図り、消費者が安心して選択できる農産物の供給体制を推進します。

＜主な取組＞

- 化学農薬・化学肥料の使用量低減の推進
- 温室効果ガス（水田メタン等）削減の推進

6-2 有機農業の推進

環境調和型農業の一環として、有機農業の推進を図ります。有機農業は、化学農薬や化学肥料に頼らない持続的な生産方法であり、消費者の健康志向や環境意識の高まりに応えるものです。

本町は、有機農業に取り組む生産者に対する相談対応や、消費者への情報発信・啓発を行うことで、有機農業の持続的な発展を推進します。

＜主な取組＞

- 有機農業に取り組む生産者に対する相談対応
- 有機農業に関する消費者への情報提供・啓発

方策7 農業インフラ等の整備・更新



7-1 農業水利施設等の整備

農業生産の安定化には、基盤となる農業水利施設の整備が不可欠です。本町は、老朽化した農業水利施設の機能維持・向上を図るとともに、効率的な水利用を推進するため、農業水利施設等の整備を計画的に進めます。具体的には、幹線水路や支線水路の改修、ため池の整備、排水路の整備などを実施し、安定した農業用水の供給と排水機能の確保に努めます。

＜主な取組＞

- 幹線水路・支線水路の改修
- ため池・排水路の整備

7-2 施設の点検、診断、補修及び更新

農業生産を支える農業水利施設は、老朽化や経年劣化により機能が低下する可能性があります。本町は、農業水利施設の定期的な点検・診断を促進し、早期の補修や計画的な更新を行います。これにより、安定した農業用水の供給と排水機能の維持し、持続可能な農業生産に貢献します。



＜主な取組＞

- 農業水利施設の定期点検・診断の促進
- 老朽化施設の補修・更新

基本方針Ⅲ 消費者ニーズに応える魅力ある農産物の生産

本町の農業は、柿やバラ苗など全国有数の生産高を誇る品目がある一方、その他にも多様で豊富な農産物を生産しており、また、道の駅や直売所などが充実しており、地元産品の販売・入手がしやすい環境にあります。

本町の地域特性を活かした魅力ある農業を展開し、消費者の新鮮で安全というニーズに対応する、より良い農産物を安定的に供給していくため、6次産業化や地元農産品の付加価値向上、多品目生産を促進することで、農業者の所得向上と経営安定化、地元野菜の直売所等の魅力向上を図ります。

成果目標	基準値 (R6)	数値目標 (R12)
「大野の太鼓判」認定商品数	20 件	22 件
みどり認定及び HACCP 等の認証件数	—	12 件
大野町ブランド野菜認定品目	5 品	6 品
地元の農産物を購入するようにしている町民の割合	51.8%	54.1%

方策 8 付加価値の向上



8-1 6次産業化の推進

地域資源の付加価値を高め、農業者の所得向上や経営の安定化を図るために、6次産業化の取組を推進します。また、農業者や民間事業者が自由な発想で想像を超える商品開発に取り組めるよう、岐阜県の6次産業化サポートセンターなど関係機関と情報共有を行い、事業計画の相談や販路の開拓、法に基づく各種手続きについても事業者に寄り添いながら支援します。

特に、本町の優良な特産品については「大野の太鼓判」として認定することにより、町内外への情報発信やPR、販売促進を積極的に進めます。



＜主な取組＞

- 6次産業化の支援
- 特産品の開発支援・販売促進、「大野の太鼓判」事業

8-2 特色ある農業・地域ブランド化の推進

本町の主要な農産物である柿やバラ苗について、一層の生産拡大や魅力化、生産技術等の研鑽・共有を図るとともに、大野町の名前を広くPRするため、GI（地理的表示）制度の活用も検討し、地域ブランドとしての付加価値をさらに高める取組を推進します。

令和4年（2022年）にみどりの食料システム法が策定され、農業及び食品産業の持続的な発展や、環境への負荷の少ない健全な経済の発展が求められています。同法に基づく計画が国に認定されると「みどり認定」を受けることができ、税制優遇や補助金、融資などの支援措置が受けられます。本町では、県と連携し、みどり認定の制度の活用を通じて農業者を支援します。

合わせて、衛生管理を制度化したHACCPの取組についても意義やメリットなどの普及啓発を行います。



＜主な取組＞

- 柿・バラ苗の生産拡大・魅力化、生産技術等の研鑽・共有
- GI（地理的表示）制度の活用
- みどり認定及びおおのクリーン農業の推進
- HACCPの普及啓発

方策9 地消地産の推進



9-1 消費者ニーズを踏まえた農産物の生産

本町では、地域で消費されるものを地域で生産する「地消地産」を推進します。このため、本町の農産物の魅力を活かし、農業経営の安定化を図るために、消費者ニーズを把握した上で、地元で消費される農作物の生産に重点を置いた取組へと転換します。消費者ニーズにあたっては、道の駅や直売所等の販売データ等を活用し消費者動向を把握するとともに、その情報を直売所と生産者が共有することで消費者ニーズに対応した農産物の生産を図ります。

また、消費者は価格だけでなく、鮮度や安全性、産地・生産者といった要素も重視していることから、これらの多様なニーズに対応した農作物の生産・販売を推進します。

＜主な取組＞

- 地消地産の推進
- 消費者ニーズの把握・調査
- 多様なニーズに対応した農作物の生産・販売の推進

9-2 直売施設における農作物販売品目の充実

農業生産者や関係機関等との連携により、農産物直売施設の一層の利用促進を図るとともに、地元の農産物を販売・購入できる安全で安心な売り場を提供します。

また、地元の農業生産者と直売所との密接な連携のもとに、農産物直売施設のポテンシャルを最大限に發揮するため販売品目の充実を図ります。また、単一品種の栽培による収穫時期の集中を避けるため、多品目栽培や作期分散を支援し、通年で多様な農産物が出荷できるよう促します。



＜主な取組＞

- 直売施設の利用促進
- 農産物販売品目の充実
- 多品目栽培や作期分散の支援

9-3 消費者ニーズに対応した多品目出荷者の育成

市場における流通量が少なく、本町が産地となる可能性のある優良な農作物を「大野町ブランド野菜」として認定し、認定品目の拡大を図ります。これにより、直売所等における地元農産物の充実と販売力の強化を進め、町内の農業者が生産した農産物を町内の消費者に届ける取組を推進するとともに、農業者の所得向上や魅力ある直売所の運営を支援します。

第2次計画においても「大野町ブランド野菜」を推進してきましたが、栽培が難しい品種がみられたことから、今後は生産者やJAと連携し、生産・販売の両面で実現性の高い品種の認定を推進します。

大野町ブランド野菜制度を通じて、多品目野菜の栽培マニュアルの策定や販路開拓に向けた支援を充実させ、多品目出荷に取り組む農業者の育成を図ります。



＜主な取組＞

- 生産・販売の両面で実現性の高い大野町ブランド野菜の認定
- 大野町ブランド野菜制度による多品目出荷者の育成

方策10 販路の多様化



10-1 広域的な販路の開拓・拡大

JAは日本全国にネットワークを有していることから、JAと連携し、広域的な流通を通じて市場の拡大を図ります。特に、本町の強みである柿については、柿の生産が難しい地域を中心に販売を展開することで、付加価値の向上と安定した販路の確保につなげます。

また、EC販売やふるさと納税の活用・拡充を進め、販路の多様化と本町農産物の認知度向上を図ります。



＜主な取組＞

- JAと連携した広域的な販路の開拓・拡大
- EC販売やふるさと納税の活用・拡充

10-2 地域イベント・マルシェへの出展支援

地域イベントやマルシェへの出展は、消費者との直接的な交流を通じて、本町の農産物の魅力を伝え、認知度を高める重要な機会です。

本町は、農業者がこれらのイベントに積極的に参加できるよう、イベント出展手続きや広報活動の支援を図ります。



＜主な取組＞

- イベント出展手続きの支援
- 広報活動の支援

10-3 農産物の海外輸出の促進

本町の高品質な農産物を海外市場へ展開することは、新たな需要の創出につながり、農業者の所得向上に大きく寄与する可能性があります。

本町では、岐阜県や揖斐郡ブランド推進協議会と連携し、海外食品見本市への出展や商談会の開催、フォローアップ等を通じて、大野町産農産物の国際競争力の強化と販路拡大を図ります。



＜主な取組＞

- 海外食品見本市への出展支援
- 商談会の開催支援、フォローアップ等

基本方針IV 農が身边にある暮らしの推進

農業や農地を農産物の生産の場としてだけではなく、住民の暮らしに潤いや癒しを与え、やすらぎを感じるまちの創造に大きく寄与するものと捉え、住民と農業との関わりを深め、豊かな暮らしづくりに多面的に貢献する農業を推進することにより、農が身边にある豊かな「暮らし」を創造します。

成果目標	基準値 (R6)	数値目標 (R12)
道の駅等におけるイベントの開催	—	10回 (累計)
観光農園数	1か所	3か所
田んぼダムの取組を実施した水田の面積	—	8ha

方策1 1 農を楽しむ生活の創造



11-1 農のある暮らし・ライフスタイルの創造

遊休農地等の有効活用により、住民が気軽に農にふれあい、農作業等を実践できる市民農園（日帰り型・体験農園）の整備と普及・活用を検討するとともに、プランター野菜栽培やグリーンカーテンなど、農を身边に感じる居住環境の創造、農のある暮らし・ライフスタイルの創造について普及・啓発を行います。

＜主な取組＞



- 市民農園の普及・活用の検討
- 農を身边に感じる居住環境の普及・啓発

11-2 都市農村交流の推進

農村地域の地域資源を生かし、インバウンド需要の取り込みを図るため、観光分野と連携した農泊の取組を推進します。具体的には、グリーンツーリズムや農泊を展開し、宿泊滞在型としてパッケージ化した「GIFU-DO（ぎふうど）農泊」の活用を検討します。

あわせて、町内の農業資源や自然資源を活用し、民間活力の導入による観光農園等の整備を進めます。



都市農村交流の取組を通じて、農業に対する町民や都市住民の理解と関心の醸成を図ります。

＜主な取組＞

- 「GIFU-DO（ぎふうど）農泊」の活用検討
- 観光農園等の産業振興施設整備の検討

11-3 未来につながる人材育成のための農業体験

本町では、柿栽培を通じた農業体験や（仮称）大野の柿研修センターにおいて、柿栽培に関する研修を通じて、新規就農者を計画的に育成する人材育成拠点の形成を推進します。

柿は、本町を代表する特産品である一方、生産者の減少や高齢化により、柿畠の伐採や生産基盤の縮小が進んでいます。このため、就農前から就農後を見据えた段階的な研修体制を構築し、栽培技術や経営面を含めた実践的な研修を行います。この取組により、新規就農者が安心して就農・定着できる環境を整備し、次世代の担い手の確保と地域農業の継承・発展を図ります。

＜主な取組＞

- 農業の魅力を体感できる人材育成拠点整備

方策 12 農への理解・関心の醸成



12-1 農がもつ価値や魅力の啓発・共有

本町は、農業が持つ多面的な価値や魅力を住民や都市住民に広く啓発・共有することで、農業への理解と関心を深め、地域活性化に繋げます。

農業生産者や関係機関等と連携し、農作業体験、朝市等を開催するほか、市民農園の整備を検討するなど、住民が農業を身近に感じ、農業に親しみ、農業に対する理解を深める取組や農業生産者と住民・消費者がふれあうことができる機会を充実します。特に、道の駅「パレットピアおおの」を拠点として、これまでのバラや柿だけでなく、野菜等を活用したPRイベントを企画し、より多くの住民が農業に触れる機会を創出します。



また、働く意欲のある障がい者に社会参加の場を提供し自立を支援するため、農業生産者や関係機関、福祉事業者等と連携し、農福連携の取組について調査・研究を進めます。

＜主な取組＞

- 農業体験イベント等の実施
- 市民農園の普及・活用促進
- 道の駅等におけるイベントの実施
- 農福連携（農業と福祉の連携による取組）
- 農に関する情報発信

12-2 食育・食農教育の推進

乳幼児健診や教室等の機会を利用し、乳幼児期からの健康な食習慣の推進に取り組みます。また、学校給食において新鮮で安全な地元の農産物を取り入れた献立を作成するなど、食育の取組を推進します。

学校、農業生産者、JA 等関係者が連携し、生産・収穫・加工の流れがわかる体験など、学校の授業に農業を取り入れた活動を実践するなど、学校との連携による食農教育の取組のあり方を検討します。

さらに、木や森、自然との関わりを通して、幼児期から就学前の子どもたちの五感を育てるとともにふるさとを愛する心を育むことを目指し、本町の地域資源である木を使ったおもちゃなどの自然素材にふれあう木育の取組を推進します。



＜主な取組＞

- 安全な学校給食の提供
- 食育・木育の推進
- 学校との連携による食農教育

方策 13 農地の多面的機能の発揮



13-1 防災面での農地空間の活用

居住地等と近接する農地については、防災・減災の観点から地域のまちづくりにおいて果たす役割を明確化します。具体的には、流域治水の一環として、田んぼの雨水貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組を促進します。取組にあたっては、農業生産者、行政、住民等の連携により、農地を防災・減災空間として保全・活用する取組を推進します。



出典：農林水産省、「田んぼダム」の手引き

＜主な取組＞

- 防災・減災としての農地の活用
- 「田んぼダム」の取組の促進

13-2 癒し・文化継承・景観面での農地空間の活用

農地の多面的機能を発揮するために、癒し・文化継承・景観面での農地空間の有効な活用方法を検討し、優良な田園景観の保全・魅力化に努めます。また、子どもたちが農作業体験を通じて食料や農業に対する理解を深めたり、地域住民や町外からの来訪者等が農業を通じてふれあい、交流できる場として農地を有効に活用するため、民間活力を導入した観光農園、農とふれあうイベントや交流機会の創造を検討します。

＜主な取組＞

- 優良な田園景観の保全・魅力化
- 農とふれあうイベント・交流機会の創造

1. 計画の進行管理

本計画の期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間としますが、農業を取り巻く情勢は刻々と変化しており、本町における農業振興の取組についても、本計画に基づき計画的に推進していくとともに、その進捗状況や効果を適宜評価・検証する中で、適切に見直しを行っていく必要があります。

計画の推進にあたっては、施策が計画通りに実施されているか、年度ごとに進捗状況を確認し、その結果から新たな対策を検討し、さらに施策を推進していく P D C A サイクル（Plan：計画 → Do：実施 → Check：評価 → Action：改善）を構築し、適切に対応していきます。



図 35 計画の進捗管理

表 2 成果目標一覧

基本方針	成果目標	基準値 (R6)	数値目標 (R12)
I 持続可能な農業の担い手確保・育成	地域営農法人化	0 件	1 件
	地域計画（目標地図）に位置付ける者	86 経営体	91 経営体
	スマート農業機械を導入した経営体	10 経営体	12 経営体
	認定農業者数	55 経営体	60 経営体
	新規就農者数	5 名	6 名（5 年計）
	企業の農業参入件数	–	1 件
	新たに農福連携に取り組む主体数	–	3 主体
II 環境と調和した農地の保全と活用	経営継承を実施した経営体	–	3 経営体（5 年計）
	優良農地面積	1,140ha	1,135ha
	担い手への農地集積	64.70%	78%
	遊休農地面積	3.3ha	2.5ha
	農作物の被害額の減少	4,314 千円	3,577 千円
III 消費者ニーズに応える魅力ある農産物の生産	有機農業実践者数	–	2 経営体
	「大野の太鼓判」認定商品数	20 件	22 件
	みどり認定及び HACCP 等の認証件数	–	12 件
	大野町ブランド野菜認定品目	5 品	6 品
IV 農が身近にある暮らしの推進	地元の農産物を購入するようにしている町民の割合	51.8%	54.1%
	道の駅等におけるイベントの開催	–	10 回（累計）
	観光農園数	1 か所	3 か所
	田んぼダムの取組を実施した水田の面積	–	8ha

2. 推進体制と関係機関の役割

計画の推進にあたっては、町だけでなく、農業生産者や生産者組合、JA、県や関係機関等が密接な連携のもと、それぞれの役割を果たしながら相互に協力し、協働の考え方を基本にして施策を推進していくことが重要です。

農業生産者による各種組合・協議会に情報提供するとともに、農業生産者、直売所、消費者、関係機関、住民等の代表等からなる推進組織を設置し、計画推進に際しての実務的な協議や検討、進捗状況の管理などを行っていきます。

また、国や県の農業政策・制度の動向に留意しながら、効果的に計画を推進していきます。

第6章 | 卷末資料

- ・アンケート調査結果
- ・ヒアリング調査結果
- ・計画策定経緯

アンケート調査結果

ヒアリング調査結果

計画策定経緯

第3次 大野町農業基本計画

令和8年（2026年）3月

大野町 建設部 農林課

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地
TEL 0585-34-1111 / FAX 0585-34-2110
E-mail nourin@town-ono.jp
URL <http://www.town-ono.jp/>